

第 5 1 3 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 3 月 2 2 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 6 年 3 月 2 2 日、第 5 1 3 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 2 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
4 番	大 塚 記美代	1 0 番	松 岡 秀 人
5 番	吉 高 平 記	1 1 番	城 谷 英 之
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員 2 名

3 番	牛 尾 雅 一
1 2 番	富 田 昭 市

○事務局より出席した職員

事 務 局 長	三 木 雅 人 主 査	吉 田 卓
---------	-------------	-------

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	宇 都 善 和	会 計 管 理 者	尾 崎 俊 也
町参事兼住民生活課長	谷 岡 周 和	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	松 田 清 彦
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅 佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 6 号	1 3 番	三 輪 一 朝	（ 1 ） 福崎町の今後の財政状況と重点施策の 継続について （ 2 ） 地震による液状化とインフラへの影響、 ならびに災害に対する事前準備
第 7 号	7 番	宇 崎 壽 幸	（ 1 ） 学校教育について
第 9 号	1 1 番	城 谷 英 之	（ 1 ） 山崎断層帯地震について （ 2 ） 前回の質問について
第 1 0 号	8 番	小 林 博	（ 1 ） 子育て支援と教育課題について

- (2) 第6次総合計画について
- (3) 安全な町づくり
- (4) 観光対策について
- (5) 信頼と住民参加

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

定足数に達しております。

なお、本日の会議に牛尾議員及び富田議員から欠席届が出ておりますので報告をしておきます。牛尾議員は本日一般質問を通告されておりましたが、欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により、牛尾議員の一般質問はなしといたします。また、吉田農林振興課長から吉高議員の一般質問に関する資料が提出されておりますので、机上に配付させていただいております。

それでは、これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。

6番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

- 1、福崎町の今後の財政状況と重点施策の継続について
- 2、地震による液状化とインフラへの影響、ならびに災害に対する事前準備

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 皆さん、おはようございます。一般質問2日目のトップバッターとして一般質問させていただく三輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨今、自治体が財政に関して危機的であるという、そういった宣言をなされる場合があったりということが散見されてきたりしております。また、当議会は予算に関する議会でもあります。そういったところから財政状況なり、重点施策の継続に係る質問をさせていただくところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

近年の福崎町の当初予算、あるいは決算におきましては、貯金と言われております財政調整基金を年度当初予算に組み込むことは常態化しておると思えます。また決算におきましても充当することが散見されてきました。その中で財政調整基金の取崩し額につきましては、令和4年度決算では1億3,000万円。そしてこのたびの予算委員会でも副町長から数字のご提示がございましたように、令和5年度決算では2億3,000万円を見積もっているというところでございました。

そうしますと、財政調整基金の残額はですね、令和5年度決算後は、10億4,000万円程度となります。そして基金類と言われるその総額でも22億3,000万円程度に減少してしまうというところです。その中で基金類総額のうちに含まれる特定目的基金は、その目的に対して用いたいということは当然ではござ

います。

そういったここ数年来の状況の中で、ここ数日、金利上昇に係る新聞報道が出てきてございます。またそれに併せてこの予算委員会でも情報の提示がございました神崎郡新ごみ処理場建設に係る起債、そして消防署の建て替えに伴います歳出増が加わります。この二つにつきましては、起債の償還期間、それが長い上にですね、比較的毎年の償還額が大きいという、そういった特徴になろうかと思えます。そしてこのほかごみ処理については、令和10年とされております神崎郡の新ごみ処理場稼働までの間、姫路市の美化センターにごみ処理を委託していることで大幅な財政支出が増加しているところはお存じのところかと思えます。

そういった状況があるわけなんです、非常に財政状況としてはそういった物入りな時期になってくるわけですが、福崎町の財政状況が緩和するということになりますと、例えばなんです、新たに国から大規模な財政支援が開始される、あるいは、規模の大きい税収の増、また支出の減ということでは、過去の起債の償還完了などを含むそういった規模の大きい歳出の減とかがそういったものがない場合は長期にわたって財政の不均衡という言葉を使いますが、こういったことが継続して歳入不足を財政調整基金に求め続ける可能性が高いと数字的に見ていると思うのですが、このことについて福崎町としての見解はどうか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 令和5年度に作成しました今後10年間の中期財政計画では、次期ごみ処理施設建設、中播消防署建て替えなど大型事業により歳入不足が発生し、令和6年度から令和9年度にかけて決算ベースで毎年2億円台の財政調整基金を取り崩す見込みとなっております。

三輪一朝議員 そうしますと、次の質問というところでも今、課長にお答えいただいたことになるんですが、年度別見通しで今お聞きしたところでは、毎年2億円程度の取崩しがなされるというところで、冒頭の質問でもお話をしました財調の残が10億程度というところになりますので、非常に厳しいと思うところであります。

そうすると非常に厳しいというところですので、何らかの思わぬ歳出増があったりですとか、何らかのそういった要件も発生するかもしれません。そうしますと、今お聞きした中身でいいますと、福崎町におきまして、何らかの対応がなされない場合に、新年度予算を組むときにですね、歳入不足を満たす財政調整基金の保有高がないという場合も出てくると、そういった事態が生じる可能性について、福崎町としての見解はいかがなのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 このまま何も対策をしないと、予算組み不能となる可能性はございます。

三輪一朝議員 何らかの対策ということで課長からお言葉があったわけなんです、対策、歳入増であるとか歳出減などのそういったことが急には簡単ではないと思うんですがそういったことも難しいとなれば残念ながらほかの自治体と同様に中長期の財政不均衡の打開ということを図ることになりますので、施策の中止、縮小、負担の見直しなどの対応策が採用されてしまうと思えます。

また、そういった状況が継続、規模が大きいので、そういった中身がですね、継続されるとすると、継続という仮定の下で職員のモチベーションにも影響が及ぶ、そして職務の遂行にも影響が及ぶという、そういったモチベーションというところにも影響が及ぶのではないかと思います。

こういった財政的な最終的なご権限をお持ちの尾崎町長にですね、この財政不均衡から脱するための取組、非常に容易ではないとは思いますが、この考えにつきまして町長にお尋ねをいたします。

町 長 先ほどのやり取りもありますように、財政的には今厳しい状況になってい

るという認識は持っております。現在の福崎町は新ごみ処理施設の建設、それから中播消防署の建て替えなど大型事業が始まっております、大きな歳出圧力がかかっております。加えて、町道福崎駅田原線や、公共下水道の雨水幹線工事など、継続中の大型事業もございます。ここ5年ほどが特に厳しい状況であろうというふうに思っております。

事業推進にあたっては、より一層の選択と集中によりまして、必要な事業に重点的に取り組むとともに、歳入の増に向けての取組、そして歳出削減の両方をしっかりと進める必要があると、このように考えております。

三輪一朝議員 町長から大変強い意志が含まれるお言葉をいただきました。とはいえそれを実行するというのはなかなか容易ではないと思います。その中でなんです、今、町長は子育て支援というところに重点を置かれて、令和6年度におきましても半年ではございますが、給食費の無償化を取られております。その子育て支援をやっていきいたいという町長の思いは非常に大切にしたい、またほかの自治体もそういった方向に向かっていると思うのですが、今お聞きした財政状況が継続していくだろうというところであるのですが、この町長がおっしゃる福崎町の子育て支援に係る方向性は、やはり中長期的にも継続的に充実させていくのか、そのところについてお尋ねをいたします。

町 長 子育て支援につきましては、人口減少ですね、高齢化などが福崎町の一番の課題だということを常々申し上げておりまして、その対策としてですね、一番大事な対策が子育て支援、それから教育環境の充実であるということは、そういう思いは今も変わっておりません。けれども、その事業を推進するにあたってですね、やはり持続的な福崎町の財政運営ができるという前提の上にですね、立って、その子育て支援なり、教育環境の充実をしていきいたいという思いでおります。ですから、そこを壊してまでですね、できるかといえば、それはなかなか難しいという中で、そういった中でも、子育て支援を優先的に頑張っていきたいなという思いを持っております。

三輪一朝議員 非常に強い、重点施策の中でも非常に重視をしているというところで確認をさせていただいたところです。

その中で、前回の一般質問でも一部取り上げさせていただいたところなんです、福崎町と隣接いたします加西市でございます。こちらはふるさと応援寄附金の額が非常に多くあって、財政的に非常に潤沢という環境がここ数年で生まれてきております。そういったところから、これを財源といたしまして、子育て支援策を充実させてきております。

そういったところから福崎町との住民サービスと自治体間の格差がより顕在化今していったって、もう少し時間がたつと、もう少し顕在化が進むのではないかととも危惧しているところです。

ということで、今後加西市などの福崎町との隣接自治体、及び近隣の自治体にもなろうかと思うのですが、こういった子育て支援策をはじめといたしました住民サービスの拡張、つまり自治体間競争という観点になってこようかと思うのですが、その他自治体が充実させていくことに伴ってですね、福崎町の住民サービスが見直される、つまりよりよいサービス、住民側にするとよりよいサービスとなっていくというふうな影響にはなっていくのでしょうか、そういったことについてお尋ねいたします。

町 長 お隣の加西市さんがですね、ふるさと納税、兵庫県で一番多いという中でですね、子育て支援について五つの無償化というようなことでいろいろ対策をされているということは知っております。そのとおりのことをですね、福崎町でできる

かといいますと、もうそれは正直申し上げましてできません。その中でも、医療費の無償化ですね、これは高校生までというのは、もう福崎町も、これはさしていただきましたが、そのほかにいろいろ給食費のこともあります。私の思いとしては段階的にやっていきたいという思いがございまして、そういうふうな答弁もさせていただいているんですが、今の福崎町の財政状況から申し上げますと、物価高ですね、原材料費の増の分をもう値上げせずに、町で見るということを今の段階ではさしていただいているということで、その次の段階というのがちょっと今のところは難しいといった状況でございます。けれども、この給食費の無償化につきましては、国のほうも検討を加えてくれておりまして、今、全国アンケート調査を実施をされております。それを見て、今後対策を考えると言うてくれておりますので、それに対する要望活動をですね、今後、西播磨市町長会でありますとか、町村会でありますとか、そういったところを通じてですね、福崎町も声を上げていって、全国統一的に給食費の無償化などをしていただきたいということを国のほうに要望活動を強めていきたいと、今はそのように思っております。

三輪一朝議員 自治体経営ということでは非常に自治体間競争もあったり、あるいは大型投資に関する財政支出もあったりして、ここの5年あるいは10年とか非常に厳しい環境ではありますが、そういったことも住民への周知も併せてですね、やっていく必要があると思っております。それらにつきましても併せていろんな取組が必要となると思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

そうしましたら次の質問に入らせていただきます。地震による液状化とインフラへの影響、ならびに災害に対する事前の準備についてであります。

ご高承のとおり元日に能登半島地震が発生し、被災自治体では多大な困難が続いております。とりわけ道路の被害という部分では、これまでにない地震による被害であったことから、非常に甚大な被害となっております。そのため長期にわたっての被災地の確認すらできなかったとも聞いております。あわせて被災者の支援、被災地の支援、そしてインフラ復旧が遅れているという情報もございます。その中で3月現在におきましても、重要なインフラの一つであります下水道は復旧は僅かであって、復旧完了には年単位を要するとの報道もございます。ですのでこの間につきましては、上水道が復旧いたしましても、風呂、あるいは洗濯の排水を流すことができにくいというそういった環境、支障が生じているわけであります。

そして下水道のその年単位の時間が要すると、復旧にはですね、そういった時間がかかると言われておりますが、その要因の一つには、液状化による多数のマンホールが路面上に浮上、そしてマンホールに接続している下水管が破損していることとされております。調べてみたのですが、液状化する震度は、いろんな条件によって変わるようでして、地盤、地下水位、揺れが継続する時間、また季節、季節は降水量によるのかなと思っておるのですが、季節でも異なるとされております。

そして、兵庫県でも液状に関わる情報が出ておりまして、県のホームページに液状化リスクに係るマップが掲示されております。このマップにはですね、極めて高い確率で液状化が起こるとされる液状化限界震度という言葉が使われておりまして、福崎町では震度6強で液状化が発生するであろうとされております。その中で地震の想定震度ではありますが、直下型の地震が福崎町に起こった場合、直下型ではマグニチュード6.9が想定されているわけなんですけど、その場合の最大震度は6強ですので、先ほどの限界震度の6強と同じということになりますので、液状化発生する可能性があるかと捉えることができるかもしれません。

次に、今、能登半島地震以降なんですが、東南海地震についての報道が散見されますが、この県のホームページによる福崎町の予想震度、震度予想は震度5強とされております。5強ですので、液状化限界震度が6強とされておる県の情報には満たない、つまり低いということで、しかしながら国の中央防災会議によりますと、東南海地震は揺れが数分間は継続するであろうということとされておりますことから、液状化が発生しないという保証はないのではないかという思いもございます。

その中で質問をさせていただきます。最初の質問ですが、福崎町においても液状化によりまして、マンホールの浮上や、下水管路に事故が生じて下水道が機能しなくなるリスク、このことについて研究されているのか、また、マンホールの浮上や管路の事故発生を視野に入れた災害発生とその要する復旧時間を想定されているのか、お尋ねをいたします。

上下水道課長 液状化に特化したものではございませんが、大規模地震や洪水を想定しましてですね、リスクを考えた中で、災害発生時の下水道事業業務継続計画、いわゆるBCPですね、これを作成しております。大規模災害時におきましてはですね、いろいろな制約が発生すると思っております。そのような中でですね、いかにこの汚水処理を継続的に行っていくかということを優先実施業務を決めてですね、策定をしておるところでございます。

それから災害発生と復旧時間を想定しているかというようなことでございますけれども、兵庫県の被害想定に基づきまして、本町でも被害規模を想定いたしまして、復旧時間や目標復旧時間の設定まで行っております。この中で、マンホールの浮上等の被害についても想定をしておるところでございます。

三輪一朝議員 先ほど課長がおっしゃいました復旧時間を想定しているというところだったのですが、その中身とその根拠がありましたら、併せてご質問したいと思います。

上下水道課長 下水道施設、マンホールに限らずですけれども被害想定はですね、0.94%というような想定をしておりますですね、そういった数字に基づきまして、下水道管路、全体で190キロほどあるんですけれども、そのうちの1.8キロ程度が被害に遭うのではないかなというところの想定に基づいて設定をしております。

三輪一朝議員 分かりました。190のうちの0.94といいましても、延長からすると、短いとは言えないということも感じます。そしてこのたび能登半島地震ではマンホールが多く路面上に浮上しているわけなんです、そういった関係から、福崎町が管理しておりますマンホールの数は何基あるのか、またその中で下水道用消火栓用など、それぞれの内訳についてその数量についてお尋ねをいたします。

上下水道課長 質問議員言われるマンホールをですね、下水道用と消火栓用のマンホールいたしますと全部で8,705か所ございます。うちですね、下水道用が7,602か所、それから消火栓用が1,103か所というふうになっております。

三輪一朝議員 非常に多くのマンホールがあるわけなんです、そのマンホールの一部になるのか、もし車道上にマンホールが浮上してしまうということになりますと、車両の通行と、それと車両の通行ができないということになりますと、あらゆる復興の妨げにも結びついてこようかと思えます。

今お尋ねしたそれぞれ下水道用、消火栓用のマンホールの数があるわけなんです、福崎町においてその通行に妨げとなる車道に設置されているマンホールの数と8,705という全体数を聞いたわけでありましたが、全体数に占める割合についてどう捉えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

上下水道課長 町内には歩道がある道路のほうが相対的に少ないためですね、正確な数字は把

握しておりませんけれども相当数車道にあるというふうには考えております。

三輪一朝議員 相当数ということだと本当に相当数であろうと思います。

ということで、その車道に設置されているマンホールが相当数あるということなんですが、積極的に車道以外に移設する場合の支障、これは何なんでしょうか。

上下水道課長 まず消火栓用のマンホールにつきましては、下水道用のものと構造が違っておりまして、液状化によって浮上することはないというふうに考えております。

従いまして、下水道用のマンホールについてのお答えということになるんですけれども、これは既に供用しております施設ですので、移設に当たっては仮のポンプ場を造って汚水を迂回させていくと、こういう必要があります。

また面整備のですね、設計の方針といたしまして、極力車道は避けるように進めておりましたけれども、車道に入っているということですね、先行して関電やN T T、それから水道などが車道に埋設されていた可能性が高いということになります。そのためそれらに移設する費用が生じますので、できないことはございませんけれども、非常に多額の費用がかかるのではないかなというふうに予想しております。

三輪一朝議員 どうしても費用ということになってくるようであります。

その中で先ほど課長がおっしゃいました上水のほうは浮上しないということで捉えていらっしゃるということですが、その理由について分かるようでしたら、答弁をお願いします。

上下水道課長 構造が違ふと申しましたですけれども、下水道のマンホールは底まで一体化になっておりまして、底版まで。いわゆるつぼみみたいな形になってます。浮力が働いていくと、液状化によって。消火栓のほうはですね、その底がございません。側面だけでございますので、浮力は働かないと、こういうふうに考えております。

三輪一朝議員 船のような状態じゃないということで、そうですね、はい。課長がおっしゃるとおりだろうと思います。

そうしましたら次のマンホールに係る中身になると思うのですが、これも技術的なそういった構造等からの情報を得たわけなんです、液状化によりますマンホールの浮上ということにつきましては、マンホールを設置したときに土砂を埋め戻すといいますか、そういった行為が発生するわけなんです、この埋め戻しをした土が液状化することによる発生が多いとされているようです。

そしてもしなんなんです、下水道管路の耐震対策指針に基づいて、浮上しないマンホールとするにはいろいろな方法があるようです。埋め戻しの土を固めるというセメント系の固化剤を使って混ぜるとか、その埋め戻しの土を固めて埋めるとか、それとマンホールにおもりをつけてですね、上がってこないようにする方法とか、いろいろあるようであります。

そういったところで福崎町ではですね、そういったこれまで設置されたマンホールのうちの一部でもですね、この浮上防止対策、またできれば全てがよろしいんでしょうけど、こういった浮上対策をマンホールに講じているのか、お尋ねをいたします。

上下水道課長 福崎町におきましては、浮上防止対策を講じているマンホールはございません。

三輪一朝議員 分かりました。浮上防止対策を講じていないというのは、やはり財政的な問題でということでしょうか。

上下水道課長 財政的というよりもですね、県が公表しております地震被害想定結果において、福崎町内での液状化危険度というものは低くなっております。過去に進めてきました下水道の面整備工事では、詳細設計の際ですね、重要な管路やマンホールポンプ場において、液状化の可能性について確認をしております。その結果、これ

までのところ一部の地域で液状化する地層が確認されておるんですけども、その地層は、深さ9メートル程度の場所にございまして、厚みは1メートル程度でありますので、マンホールを浮上させるほどの力は作用しないというふうに考えておりまして液状化対策は必要ないというふうに判断をしております。質問議員言われるようにですね、液状化については、町内全域で絶対起こらないというようなことは言い切れませんが、起こっても限定的ではないかなというふうに考えております。

三輪一朝議員 分かりました。そうしますと私の一般質問の構造が大分変わってきますので、それを飛ばしてですね、ちょっと質問をさせていただきます。

それでその中でですね、下水道設備が使用不能となった場合なんです、下水管内に汚物の堆積が発生するということで、住民に対して速やかな周知をしてですね、下水道を使用しないようにという、そういったところの住民周知が必要であると。そしてそれが復旧工事の早期化にもつながるんだという報道がありました。

住民周知の方法なんです、どんな方法があるのか。例えば暴風で防災無線が聞こえない、あるいは停電で防災無線が使用できない。そういったところの中で、住民に周知に要する時間でありまして、そういった中身について想定したことはあるのか、お尋ねをいたします。

上下水道課長 防災無線によってですね、お知らせをするというところが基本でございますけれどもですね、なかなか防災無線がですね、うまく機能しないというような場合はですね、お知らせメールで周知をしたりですね、役場の中に放送設備を搭載した車が5台ございますので、そういった車を活用しなければいけないと思っております。

周知に要する時間でございますが、メールでの周知はすぐにできるんですけども、車を使つての周知というのは、道路被害の状況によって要する時間が異なりますので、詳細な想定というのは行っておりません。

三輪一朝議員 災害にはいろんなパターンがありますし、先ほど車両で巡回ということもおっしゃったんですが、水害ですと道路が使えないとか、そういった場合も出てきますので、いろんなパターンを想定されることを希望をしておきます。

次に、東南海地震でありますとか、そういった非常に広域的に災害が発生した場合ですが、特に東南海地震においては、近畿、四国、東海、九州、各地域が極めて広範囲で深刻な災害、被災するということが想定をされてございます。

こういったことが発生しますと、人口の集中地域に復旧工事を行う業者さんが存在するということになってきます。当然軟弱な地盤にそういった業者さんが立地していくということにもなってこようかと思うのですが、そういったことが想像されるわけなんです、これらのことから復旧工事に携わるはずといいますか、工事業者が被災、またそして被災したことから残存する工事業者が出てくる、工事能力のある業者数が減ってくるということになります。そしてまた能力も当然減ってくるということになるんですけど、こういった状況が考えられるというところですから、下水道をはじめとした復旧工事の早期完了が極めて困難になるということ、課長がBCPのこともおっしゃいましたが、BCPを超える被災も考えられるわけなんです、基本的にはBCPとなってこようかと思うのですが、こういった災害復旧が困難になるということについて、どの辺まで想定されているのか、お尋ねをいたします。

上下水道課長 質問議員おっしゃるように大地震が発生した場合には、その工事業者にも影響が及ぶということは、これは十分考えられます。ただ、被災地にどれだけの工事

業者が残存するかということを想定するのは非常に困難ですね、具体的な数字というものは示せていないというのが現状であります。

三輪一朝議員 ということは極めて困難になるという意見の遠回しな言い方なのかなということではよろしいでしょうか。

上下水道課長 はい、そのように考えております。

三輪一朝議員 ということで東南海地震をご経験された方はこの席にはいらっしゃらないとは思いますが、東南海地震における数分間とされている揺れ、かなり強くて、長時間とされておりますが、消防のことになります、輪島市内でも水がなくて消せなかったというふうなこともあるようですが、東南海地震における揺れですね、消火栓が機能しなくなるリスクにつきまして、視野に入れていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 今回の能登半島地震でもございましたが、地震によって消火栓が使えなくなるということは、想定はしております。

三輪一朝議員 そうしますと消火栓が機能しないということだと、代替の水源を求めようとするわけなんです、河川、市川なり、そして町内にはたくさんのため池があるわけなんです、この火災現場から、そういった河川とかため池が距離のある場合の消火想定あるいは対策を練ったことはあるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 火災現場と水路、ため池、河川など、水利との関係でケース・バイ・ケースかとは思いますが、消火栓以外の水利につきましては、町で把握できているものもありますけれども、各地区の消防団、地域の住民の方が知っておられる場合もあります。そういったものを併せて活用をしていくということを考えていけばいいのかなというふうに思っております。

火点と水利が離れている場合での消火を想定した訓練としましては、各分団が集まっての中継訓練を毎年行っているところでございます。

三輪一朝議員 各地区で距離がある場合についての訓練をしていることは知っているのですが、もっともっと距離がある場合とかにも発生するかと思いますので、そういったことについてもご検討いただきたいと思います。

次に、災害発生時に係る必要となる土地、用地について質問をさせていただきたいと思います。

最初に災害ごみに関する質問でございます。

地震、あるいは水害などでは数十年分とも言われる大量に発生する災害ごみが生じてきます。災害にもよりますけれども、広大な用地が必要とされると聞いております。福崎町は災害ごみの集積場の候補地を定めているのか、またもし定めている場合、地権者との調整を終えているのか、これも併せてお尋ねをいたします。

住民生活課長 災害時に発生するごみですけれども、粗大ごみ、それから廃家電の集積場所などにつきましては、今のところ具体的な場所については定めておりませんけれども、候補地としましては第1体育館東側の駐車場ですとか、スポーツ公園のグラウンド、それから社会福祉協議会の北側の空き地などが考えておるところではございます。これらにつきましては町有地ということで、特に候補地としての地権者というところの、調整というところは必要ないかなというふうには思っております。

三輪一朝議員 今お聞きしたそれぞれの場所で集積能力というんですか、集積量が足りればいいのですが、足りない場合も当然あるかと思えます。100メートル四方の土地が何枚もいるとかっていう話も聞いたこともございますので、いろいろな情報を集めていただきたいと思います。

次に、これも土地に関する中身であります。地震あるいは水害等で自宅家屋を

利用できない住民に対する仮設住宅用地についてであります。

今お聞きした場所は仮設住宅に用いないということにもなるのかもしれませんが、この仮設住宅に係る建設候補地を定めているのかお尋ねをいたします。

また定めている場合、地権者との調整を終えているのかにつきましても、お尋ねいたします。

住民生活課長 仮設住宅の建設予定地につきましては、町所有の遊休地または町営グラウンドを候補地としておりまして、具体的な場所につきましてはこちらも特に定めてはいないんですけども、候補地としましては、第1グラウンド、それから第2グラウンドなどを考えておるところでございます。第1グラウンドにつきましては一部町所有の土地以外の部分も含まれておるんですけども、そちらについてはまだ地権者の方とのそういったところの調整までは行っていないところではございます。

三輪一朝議員 ごみに関する最後の質問になるんですが、災害ごみの対応に係る訓練についてお尋ねをいたします。

災害ごみの集積についてはいろんな問題も発生するようでして、例えば災害ごみ集積場の周辺道路が渋滞するという問題、これを軽減していくということがあります。その軽減するためには、種別ごとのごみをまとめていく。そしてごみ集積場にはその管理する要員が要するという。そして大きなごみもございましょうから、重機も必要であろうということ。そしてスムーズに場内を利用いただくために車両は一方通行にしていく必要があることなど、そういった集積場を設けず、そして運営する、そして最終的には、集積場からごみが出ていってそのごみ集積場を廃止するという、そういった一連の手順があらうかと思いますが、こういった机上訓練でもよいのですが、こういった訓練を実施されたことはあるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 議員が言われております災害ごみの集積場の運営管理等につきましては、机上、図上訓練につきましては行ったことはございません。

三輪一朝議員 災害に関する今質問をさせていただいたわけなんです、何年か前に、災害時にトップがなすべきこと、これパソコンで探せば出てくることなんです、ここにトップが災害時に非常に困られたということもあるのですが、ここには3ページ目に、平時の訓練と備えがないと危機への対処はほとんど失敗するとか、あるいはですね、ごみ関係につきましては大量の瓦礫、ごみが出てくる、広い仮置場をすぐに手配すること。住民には極力分別を求めること。そうすると事後の処理が早く済むと。つまり分別していないとほかの自治体のごみの受入れをしてくれないという問題が発生します。ということで後々その処理時間が短くなったり、経費が大幅に削減できるとかっていうそういったこともございます。今、何もなしに平時に準備していくことが、やっていなかったという、そういった自治体の反省をまとめたものであります。平成29年に出されたものでございます。

そして最後に質問ではございませんが、お礼を申し上げたいと思うのですが、このたび能登半島地震につきまして、積極的な被災地支援を行っていただきました。派遣された職員の方々につきましては、いろんなノウハウを持ち帰られていると思いますので、そのノウハウを福崎町にも展開できる、利用できるようお願いをいたしまして、一般質問を終了いたします。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開を10時35分といたします。



休憩 午前10時24分

再開 午前 10 時 34 分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、7 番目の質問者は、宇崎壽幸議員であります。

質問の項目は

1、学校教育について

以上、宇崎議員。

宇崎壽幸議員 議席番号 7 番、宇崎壽幸でございます。議長の許可をいただき、一般質問をします。

今年 1 月に能登半島地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、ご遺族と被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧復興を願います。

さて、今回の質問は学校教育について、5 点ほど質問いたします。

1 点目は、不登校対策についてであります。

先日、議員からも質問されました。重複する点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

不登校対策は大変重要な問題でもあります。保護者からは、ただ見守ってほしいとのことです。保護者は離職をしなければならない状態でもあります。県下では今年、児童生徒の不登校が増加しているとのことで、教育関係者や学識経験者らが会合され、県内の公立小中学校の不登校の子どもたちが過ごす校内サポートルームで見守ると、支援者を配置する方針が公告されました。

大塚学校教育課長の答弁では、令和 5 年度 10 月、文部省が発表された令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校調査では、いじめは全体の 0.2% であり、主な不登校の原因は、学業不振、心理的要因、体調不良、ゲーム依存と多岐にわたっているため、多面的な対応を継続しなければならないと考えていますとの報告がございました。当町ではどのような実態があるのか、見受けられますか、その辺お尋ねいたします。

学校教育課長 不登校の状況ですが、令和 4 年度では、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月末現在で、30 日以上欠席した児童のうち、不登校の数は小学校で 14 人、中学校で 32 人で、合計 46 人となっております。

令和 5 年度の状況ですが、令和 6 年 2 月末現在、小学校で 12 人、中学校で 33 人、計 45 人という状況となっております。

宇崎壽幸議員 今、報告いただいたわけでございますが、様々な要因があると思います。不登校としての判断はどのようにして不登校と判断されているのか、その辺もちょっとお尋ねいたします。

学校教育課長 不登校としての判断は、年間 30 日以上欠席があり、欠席の理由が病気、経済的なこと、その他以外の心理的、情緒的、身体的、社会的要因である場合が該当いたします。

宇崎壽幸議員 今、学校教育課長からの報告で、令和 4 年度から 5 年度では小学校で 14 名、中学校では 32 名、令和 6 年度では、小学校が 12 名で 2 名少なくなっていて、中学校では 33 名ですか。45 名ということは、横ばいであるということですね。大体そう変わってない。

ここで大きなね、やっぱり先生、指導員とか、ICT 支援による不登校がならないように魅力ある学校づくりをされていると思うんですね。その中でもまだ生徒が、児童生徒は同じだということではあると思うんですけども、本当にこの支援者、また、魅力ある学校につくってですね、とにかく心の居場所とか、安心

して通える学校づくりをされていると思うわけですが、新たにですね、県から新しい事業として、不登校対策事業として校内サポートルームを設置し、4校に1名の指導員等を配置する方針だということで決定されていると思いますが、大塚学校課長の答弁では、令和5年度、のぞみ教室を設置するとのことですが、具体的な内容を説明を求めたいと思います。

学校教育課長 のぞみ教室は、学校へ行けない子どもさんの居場所として捉えております。令和5年度からのぞみ教室を毎週火曜日と木曜日の午後にサルビア会館の研修室で開設しております。対象者は、福崎町立学校に在籍する小学生、中学生で、のぞみ教室に通室できた日は、在籍校への出席日として扱っております。

宇崎壽幸議員 のぞみ教室ですか、これについては学校へ行けない子のために開設しているということですね。校内サポートルームで見守る支援者を配置する方針ですが、これまで指導された指導員や支援者への対応はどのようなになっているのか。例えば、今県からお金を支援者のために1名配属されておりますが、お金だけいただいて、いや今現在の方がそれに携わっているのか、新たに設けられたのか、その点をちょっとお尋ねいたします。

学校教育課長 不登校支援につきましては、令和6年度、2名から3名、1名増員ということで、その1名は新たな指導員さんに来ていただくことになっております。

宇崎壽幸議員 県からですね、4校に1名配属されるということでございますが、町内では6校あると思うんですけども、2名ということにはできなかったんですか、その点についてどうなんですかね。

学校教育課長 令和6年度で3人の不登校支援員ということで、予算的にはですね、県予算が160万円、町予算が390万円、合計550万円ということで、3人体制というのは県の基準でいうと最大になっております。中学校には必須で2人、小学校で4校に1校ということで、福崎町におきましては3名が配置基準の上限となっております。

宇崎壽幸議員 本当に大変な事業だと思うわけですね。またここで家庭への支援でですね、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応しているということでございますが、その点について何人ほどの方が対応されているのかお尋ねいたします。

学校教育課長 スクールカウンセラーはこれまでと同じく3名、スクールソーシャルワーカーもこれまでと同じく1名で、さらに小中学校における特別支援学級の介助員が、小学校で1人増の13人、中学校でも1人増の6人。学習支援員が小学校で11人、中学校で6人ということで、かなりの人数を充てて対応しておるところであります。

宇崎壽幸議員 今聞いたんですけど、それぞれ指導員がおられるということでございますが、大塚学校教育課長の答弁では、不登校児童生徒は学校のような一律講義の形式で行うのではなく、児童生徒やそれぞれに応じた自主学習の形態によって校内適応指導教室で自身の学力に合わせ、タブレットを使用し、自主学習を行っているということでございますが、今、のぞみ教室で行かれる子どもさんもおられるし、各学校でそういう対応を取っているということでよろしいでしょうか。

学校教育課長 各学校では、いわゆる保健室でありますとか、特別な、それ以外の教室、いわゆるスモールステップという形でその子どもさんに応じた形で校内で対応しておりますのと、さらにのぞみ教室を設けて校外での居場所ということで対応しております。

宇崎壽幸議員 約45名の方をですね、先生方、指導員の方々が指導していただいておりますが、今現在、のぞみ教室で何人の、週2日ということで火曜日と木

曜日で週2日やられてるのは何人ぐらいが今、利用されておられますかね。

学校教育課長 3人の生徒が通っております。

宇崎壽幸議員 今3人ということですが、児童、生徒、どちらが多いんでしょうか。

学校教育課長 中学校の生徒であります。

宇崎壽幸議員 大変難しい問題、中学生の難しい問題を、指導をしていただいていると思うんですけど、やはり最終的にはですね、この子どもたち、生徒のためにもですね、努力していただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次、2点目には、福崎高等学校の統廃合による新設播磨福崎高等学校についてであります。

県立高等学校教育改革第三次実施計画に基づき、令和7年度に向けたスケジュールが提示されました。県立福崎高等学校、県立夢前高等学校の統廃合について再度確認いたします。

昨年度実施計画が発表されましたが、どのような計画が発表されたのか確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

学校教育課長 発展的統合のスケジュールは、「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進に明記されております。令和4年7月から12月末まで発展的統合に向けた検討委員会で議論し、新設校の教育活動の特色や、想定設置場所を基本計画で発表をする。令和5年1月から12月末まで発展的統合校開設準備委員会で議論し、学校名（仮称）と設置場所・設置学科・教育課程概要を実施計画で発表する。令和7年1月1日に発展的統合校が設置され、令和7年4月1日に発展的統合校が開校するという流れになっております。

現在は福崎高校と夢前高校の教職員で構成される発展的統合校開設準備委員会で、教育課程、進路規定、生徒指導規定、制服、校歌、校章、校訓などが協議されております。

宇崎壽幸議員 再度確認させていただきたいんですが、今年4月、新3年生が来年受験するということですね。よろしいですかね。

学校教育課長 発展的統合校は令和7年4月1日開校となりますので、令和6年度の新中学3年生が対象となります。

宇崎壽幸議員 県立福崎高等学校と県立夢前学校の統廃合は学校名は播磨福崎高等学校で、場所は今の福崎高等学校にあり、設置科目についてはまだ決まっていないということではないんでしょうか、その点お尋ねいたします。

学校教育課長 学校名と設置場所は、先ほど議員おっしゃられたとおりであります。設置学科は、普通科と文理探究科と聞いております。

宇崎壽幸議員 普通科と探究のほうということであるわけですが、現在福崎高校では4クラス160名、夢前高等学校は2クラス80名ございますが、人数的にどのように配分されるのか、その点、もし情報が分かればお願いいたします。

学校教育課長 クラスなどは、令和6年10月に6クラスから8クラスの予定で決定されると聞いております。

宇崎壽幸議員 そうしますとですね、人数が若干少なくなってくるんじゃないかなと、このように思うわけです。その点どうなんですか。

学校教育課長 そのあたりにつきましては県立高校ということで、県のほうでの議論の結果、このような情報が出てきているところと承知しております。

宇崎壽幸議員 人数についてはまだ未定ということではないんでしょうか。

学校教育課長 1クラス40人ということで想定いたしますと、令和6年10月に6クラスから8クラスの予定で発表されれば、クラス数掛ける40人という生徒数になって

いくと考えております。

宇崎壽幸議員 やっぱり新３年生はね、心配されてると思いますので、その点やはり新３年生のためにもですね、情報をできるだけ早くお願いしたいということでございます。

姫路市ではですね、姫路、琴丘、飾磨、それぞれがですね、特徴が違う学校が１校になり、また姫路南、網干、家島がですね、１校になるわけでございます。新３年生はですね、姫路への新学校、姫路南、網干、家島、また新学校の姫路、琴丘、飾磨の対応についてどのような形になっていくのか、その点もちょっとお尋ねいたします。

学校教育課長 姫路市立の姫路、琴丘、飾磨の３校の再編につきましては、令和８年４月に新校の開校と聞いております。一方で姫路南、網干、家島の県立３校は、令和７年４月開校の予定となっております。

宇崎壽幸議員 姫路、琴丘、飾磨は令和８年４月から開校、また姫路南、網干、家島は令和７年４月とのことですが、その辺ちょっと１年ずれがあるということですのでよろしいんでしょうか。

学校教育課長 はい。姫路市が公表されている内容からしますと、１年ずれている形になります。

宇崎壽幸議員 そうしますと播磨福崎高等学校は、令和７年の４月に開校され、また姫路南、網干、家島も令和７年４月開校で、姫路、琴丘、飾磨は令和８年度いうことは１年ずれるということですね。そのようなことになりますと、この辺について姫路、飾磨、琴丘、この３校については、受験はそのままできるということいいんでしょうか。

学校教育課長 そのあたりにつきましても、姫路市教育委員会での議論もされているところかと承知しておりますので、また新たな情報が出てくるといいますし、またそのあたりにつきましては、学校のほうで生徒のほうに伝えていきたいと考えております。

宇崎壽幸議員 やはり新３年生はですね、姫路の受験等にもしそういう関係を持つ生徒がおられると思うんでね、やっぱりその辺の対応の情報も早急にですね、お願いしていただきたいなと、このように思っておるわけでございます。

そしてその播磨福崎高等学校についてですね、新たな学校になっていくわけでございますが、それについて、学校訪問的なそういう対策とかそういうのを取られてあるのかどうか、それについてお尋ねいたします。

学校教育課長 例年８月にオープンハイスクールを旧姫路福崎学区で統一して実施されておまして、さらに福崎高校独自で学校説明会を８月上旬と１１月に予定されているところであります。さらに、高校の教員がパンフレットを持って、各中学校に説明に行く予定とも聞いております。

宇崎壽幸議員 新しくですね、学校が設立されるわけでございます。今の新３年生がですね、どうなるんだろうということをやっぱり心配されていると思うんですよね。今だったら学校訪問、サマースクールがですね、８月あるいは１１月にその説明会で学校から訪問されて説明するというところでございますが、時期的にですね、ちょっと期間がもうないんじゃないかなと思うわけです。もうはや既にですね、来年４月に、３月にはもう入試でしょう。そういう体制になってくるといいますので、早めにですね、やっぱりそういう情報をひとつお願いしたいと思いますので、その点、課長どうですか。

学校教育課長 冒頭でも申し上げました福崎高校と夢前高校の教職員で構成される発展的統合校開設準備委員会等での議論もありますし、情報をつかみ次第速やかに生徒のほうに流していきたいと考えております。

宇崎壽幸議員 姫路ではですね、新学校に姫路、琴丘、飾磨のですね、統廃合が令和8年4月から開校ということで、これここらではない学校をつくりたいということで、1学年10クラスですか、そういう予定を取り入れるということなんですが、この場合に、福崎町から受験できるのか、それについてどうなのでしょう。

学校教育課長 そのあたりも確認したわけではございませんが、取扱いについて大きく変わる場所はないかと理解しておりますし、姫路、琴丘、飾磨の3校が再編されるんですが、現在それぞれ6クラスあって、3校で18クラスございます。それを10クラスに想定という情報もありますので、そのあたりでどうなるんでしょうか、総体的には減ってしまうのでそのあたりが福崎高校の6クラスから8クラスという幅を持ったクラスの想定の実現につながっているのかと想像はしております。

宇崎壽幸議員 もうね、やっぱり新3年生はやっぱり心配されて、保護者もね、心配されていきますので、その点ひとつ情報をできるだけ早く連絡していただきたいと、このように思っております。

ここで大学等のですね、応援給付金がありました。新高校生にも応援給付金の支援が求められないのか。というのはですね、高校1年生になったらはや既にタブレットの用意をしてくださいよということと言われてるわけですよ。そうしますと、やっぱり金銭的、今物価高になって親も保護者も大変大きな問題で困ってるんだと、何とか町から支援していただけないのかという話が出てきているわけですが、その辺の対応についてもどのような形になるのか。お尋ねいたします。

企画財政課長 新高校生に特化した応援給付金等の支援は考えておりませんが、低所得の子育て世帯の支援としましては、令和5年1月専決予算で、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で18歳以下の児童がいる場合、1人あたり5万円を給付、令和6年度当初予算では、新たな住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯に18歳以下の児童がいる場合、1人あたり5万円を給付する低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金給付事業を予算化していますとともに、児童手当では、令和6年10月から新たに高校生の第1子・第2子に1万円、第3子以降には3万円を支給するなど、子育て世帯の支援を行っていきます。

宇崎壽幸議員 今、令和5年度ですね、新たな形で低所得者のために支援しているということですが、それはもう生活のためしかできないんですよ。だから、学校へ行くためにはですね、余分なですね、タブレット等がまたそれぞれにですね、自転車、あるいはそういうかばん等も制服等も用意しなければならないんで、どうしても生活を先に優先した場合ですね、生徒のほうにはお金が回らないんだということを言われてるわけですよ。だからその辺もですね、何とか高校生に対して支援等を求めたいのでございますので、ひとつよろしく願いいたします。この場合の申請はどういう形で、窓口としてどのようにしたらいいのでしょうか。

企画財政課長 低所得者等による支援についての相談窓口は福祉課となっております。

町長 大学生等の応援給付金についてなんですけれども、これはですね、新型コロナの影響で世帯所得が下がったとか、大学生は多くの方がアルバイトをして、授業料なり生活費を稼いでおられるという方が多かったという中でですね、アルバイトに行けなくなるとかそういう意味で、就学の継続が困難になっている方を助けるためという目的で大学生等に対して応援給付金の制度をつくったものでございまして、高校生ではちょっとこの目的趣旨に合わないというふうに、私、今のところ考えておりまして、高校生に対して応援給付金という考えは今のところございません。

宇崎壽幸議員 町長はですね、新高校生には支援できないんだということで、低所得者の分あるからもう新高校生には大学生と違うということによろしいんですね。今の答弁では。

町 長 大学生等応援給付金には、今申し上げたような趣旨で制度をつくりました。また、これはコロナの交付金を充当させていただいてやった事業でございます。今ですね、もうコロナの交付金とかそういったものもございませんし、高校生に対して応援給付金をという考えは今のところございません。

宇崎壽幸議員 取りあえずですね、何とか支援をしていただきたいというのが私の思いでもございます。

町ではですね、現在何人のヤングケアラーがおられるのか確認したいと思います。

学校教育課長 現在小中学校で５名と認識しております。

宇崎壽幸議員 県ではですね、ヤングケアラーの受験生に支援すると報道されていますが、どのような支援対策がされているのか。その辺確認したいと思います。

学校教育課長 このたびご質問いただきましたので、兵庫県のヤングケアラーの担当部署に確認をしましたところ、ヤングケアラーの受験生に対する支援事業はないというご回答いただきましたので、ちょっと今のところ確認できていない状態であります。

宇崎壽幸議員 もしなければですね、早急に何とか支援していただきたいということで、県に連絡をしていただきたいと、このように思っております。

やっぱり保護者に対してですね、全て教育に関してもっと情報を伝えていただきますように、きめ細やかな支援を求めたいと思います。

３点目は、前回質問、その後、部活動対策であります。

議員から質問されました。再度確認いたします。文部科学省は２０２０年９月に、学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革について、公立中学校での休日の部活動の地域移行をスタートすることを発表した。２０２３年から２０２５年度３年間を改革推進期間としているが、地域によっては３年で実現することが難しい場合があるため、地域の実情に応じて可能な限り早期で実現する方針が示されている。生徒数の減少により、部活動を継続できない状況もあります。また放課後、土日に部活動の指導に当たる教員の負担が大きく、教員の長時間労働が社会問題となっていることもあり、教員の働き方改革を推進しようとする動きも背景となっております。

当町では、昨年４月に教育委員会の定例会において、教育長、中学校部活動の地域移行について、地域協議会を立ち上げ検討し、今年、令和６年３月２８日に大学の有識者、県教委の指導主事を講師に招き、スポーツ協会をつくらずに、両中学校校長と教育委員会、先生等を含め活動の地域連携と地域移行について協議するとのことでございます。

２０２４年問題は学校の働き改革でもあるわけでございます。このような中でですね、各市町ではアンケート調査が実施されておりますが、当町では、教員や保護者からアンケート調査がされているのか、その辺についてお尋ねいたします。

学校教育課長 部活動の地域移行につきましては、まだまだ国・県の課題が多く解決されておらず、またその受皿になっていただける団体がない状況でありますので、アンケートを実施する状況にはないと判断し、実施はしておりません。

宇崎壽幸議員 アンケート調査ですね、他の市ではですね、教員から平日も移行していただきたいというのが８０％、移行後は関わりたくないんだというのが半数ぐらいおられ、また保護者からは、地域移行は９０％で、費用を削減してほしいということがアンケート調査で、他の市でございますが、あるわけでございます。生徒側か

らですね、専門的な知識や技術を持ったコーチやトレーナーなどが指導を受けられるメリットがありますが、専門的な知識や技術を持った指導者等がですね、確保されているのか、その辺についてお尋ねいたします。

学校教育課長 専門的な知識や技術を持った指導者等がおられる団体が受皿となっていていただけるとありがたいとは考えております。今後学校部活動の受皿になっていただけるよう、各団体様と協議していきたいと考えております。

宇崎壽幸議員 先日の議員からの質問でですね、応募しましたら、5名がおられまして8名という指導員がおられるということでございますが、その8名の中のクラブ活動的な、どういうクラブができるのか、その辺についてお尋ねいたします。

学校教育課長 クラブの種目についてでございますが、陸上、野球、ソフトテニス、バレーボールを予定しております。

宇崎壽幸議員 一応、今んとこ4種目ということでもいいんでしょうかね。どうですか。

学校教育課長 はい、4種目を予定しております。

宇崎壽幸議員 その辺ではっきり言いまして、卓球とか室内でされる競技はできないんだということは、その生徒はどういう形を取られるようにするんですか。

学校教育課長 推進移行期間の途中での地域連携の部分を今ご説明したところであります。その他のスポーツ種目につきましても、今後各種団体様との協議などを経て、その方向に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

宇崎壽幸議員 何とか生徒のためにですね、努力をしていただきたいと、このように思うわけでございますが、今大きな問題は、2025年にですね、地域移行されて、スポーツ庁はですね、地域移行を求めているわけでございますが、その辺についてですね、やはり今、課長から答弁を求めたわけですが、25年はまだ連携だと、地域移行はまだだということでどういう形になるんかその辺について、ちょっと期間的なところをお尋ねいたします。

学校教育課長 令和5年から令和7年の3年間で、議員の冒頭にもありましたが、地域の実情に応じて早期に実現するという形の計画になります。その中で、令和5年度におきましては地域移行を目指して団体様と協議したところ、受皿がちょっと厳しいということになりましたので、地域連携の部活動指導員を募集をしたところであります。令和6年度におきましては、地域移行に向けた協議会を立ち上げて協議を再度再開いたしまして、令和7年に向けて取組を進めてまいりますが、受皿になっていただけるかどうか、これからの議論にもよりまずし、地域の実情に応じて、それがならない可能性もないことはないと考えております。

宇崎壽幸議員 地域連携から地域移行は今年、来年でできるかどうかまだ未定だということでよろしいんでしょうか。

学校教育課長 いわゆる地域連携という部分の部活動指導員による取組はできると考えております。地域連携につきましては、学校教育課だけでできることでもございませんので、受皿となっていていただける団体さんと、詳しく協議を進めていきたいと考えております。

宇崎壽幸議員 このスポーツについては大変大きな問題だと思うんですね。やっぱり費用がかかってくると思うわけでございますので、その辺、遠方へ行く場合の費用負担、その辺保護者がやっぱり心配されると思いますので、その点できる限り負担のかからないように、生徒児童のためにもお願いしたいと、このように思っております。

これについてもですね、やはり保護者のほうは情報が一つも入らないんだと分からないんだ、そういうことがございますので、できる限り情報の提供を求めた

いと思いますが、その点どうですか。

学校教育課長 そのあたりの情報の提供につきましては、決まり次第、速やかにお知らせしたいと考えております。

宇崎壽幸議員 次に行きます。4点目は、中学校の新制服であります。

当町の2中学校が来年、2025年度から新しい制服を統一されるとのことですが、どのような背景により計画されていたのか、その辺について確認したいと思います。

学校教育課長 最近では、生地やデザイン・機能性の向上、急激な気候の変動、性に関する価値観の多様化、LGBTQなどの課題へ対応した制服を求める声が生徒や保護者から寄せられるようになってきておりました。福崎西中学校・福崎東中学校におきまして検討した結果、両校で制服検討委員会を立ち上げて、同一步調で制服の変更に向けて進めていくことになりました。

宇崎壽幸議員 我々のときとですね、全くもう変わってきていると思うんですね。我々はもう学生服そのものの一つだったと思うわけですが、今、生徒の自ら自分たちで制服を選ぶということにきていると思いますが、当町ですが、新入学の生徒のために学用品が約97万円が予算化されておりますが、この支援についてちょっと説明を求めたいと思います。

学校教育課長 いわゆる就学援助費の部分でございまして、準要保護家庭で小学校から中学校へ進学する子どもさんの保護者に対してお一人6万3,000円を支給するものであります。支給時期は、入学前の2月に先行して支給をしております。申請につきましては、小学校で準要保護に認定されている子どもさんであれば、申請は要りません。

宇崎壽幸議員 やっぱり保護者がですね、どうしても新しい服になりましたらお金がかかるんだということがですね、我々の耳にも届いてきまして、準要保護ということではないんですかね。

学校教育課長 準要保護家庭に対する就学援助の制度について申し上げたところであります。

宇崎壽幸議員 今大体何人ぐらいがおられるんでしょうか。

学校教育課長 いわゆる就学援助を受給されている方につきましては、約であります但小学校で100名、中学校で50名程度であります。

宇崎壽幸議員 そうしますと、新しい服がですね、これは対応されるのかどうか、その辺についてどのように。対応できないんでしょうか。この新入学生ですね、用途品等という、ここが大きな問題で、最後にいつもですね、公共は等とつけるんですよ。これが服装が入るのか入らないのか、その辺についてお尋ねいたします。

学校教育課長 いわゆる新入学生の学用品につきましては、新入学をされる児童生徒さんのご家庭が、その子どもさんとのご相談によりまして必要とされるもの、小学校でありましたらランドセルとか様々ございます。その用途につきましては定めているものではございません。いわゆる中学生で先ほど申し上げたお一人6万3,000円の範疇で必要とされるものをご購入いただくという形になっております。そこにその新制服であるかどうかというご質問も入っているかと思いますが、新制服であろうと旧の現行の制服であろうとご購入されるにあたっては、準要保護の中で買われている方もあれば、そうでない方もいらっしゃるということで、この就学援助制度の準要保護のご家庭につきましては、新制服だから新たにということにはつながらないと考えております。

宇崎壽幸議員 小学校で100名、中学校で50名ということですのでございまして、この50名がですね、本当に親としたり、大変な費用がかかってくると思うんですね。ただどこまで範囲を広めるかということが大きな問題になってくると思いますが、で

きる限りですね、支援を求めたいと思いますが、その点課長どうですか。

学校教育課長 中学校で50名と申し上げましたのは、1年生から3年生の全体でありますので、新入生に限りますと、そんな50名いらっしゃるわけではございません。そのあたりの新制服に対する就学援助の取組につきましては、今後財政部局とも協議しながら考えていきたいと考えております。

宇崎壽幸議員 よろしく願いいたします。

次に5点目はですね、退職後のベテラン教員の再任についてであります。

学校の働き方改革であります。学校の先生たちからですね、悲鳴が上がっております。教育現場の状況について、もっと目を向けてもらえる必要があるということでございます。

先生は大規模小中学校へですね、配属された場合、業務の多忙化が主な要因と考えられます。月に80時間超えの残業に相当する学校内勤務時間等がですね、できない場合、自宅での苛酷な勤務状況が見受けられます。休職や退職者が生じ、欠員を埋められない。教員不足などを生じ、授業に支障がでる事態が起きています。

このような事態を踏まえ、退職されたベテラン教員の再任を求めたいのであります。高橋教育長の再任の挨拶では、これからの教育について抱負が表明されました。特に新任教員には、学校行事の見直しや部活動への移行等負担軽減のためにも、ベテラン教員の再任が必要だと思っております。どのようにしてですね、ベテラン教員を確保されているのか、その点、お尋ねいたします。

学校教育課長 兵庫県教育委員会では、退職者の豊かな経験や専門的な知識を生かして、より充実した教育活動を展開するため、再任用制度を設けております。退職者にはこの制度を周知するとともに、該当校の校長と教育委員会がそれぞれ個別にお願いをしております。

また、校長・教頭の退職者につきましては、教育委員会からお願いして、人員確保に努めているところであります。

宇崎壽幸議員 教職員にはですね、残業代を払う代わりに、月4%の教職の調整額が支給されています。ベテラン教員を確保するためにですね、姫路市と福崎町の時間給の格差があるんじゃないかと思うんです、その点どうなんでしょうか。

学校教育課長 臨時講師や再任用教員など兵庫県が任用している教職員は経験等にもよりますが、全て同一給与となっております。町費の学習支援や介助員は、市町によって時給差はございます。

宇崎壽幸議員 退職された先生方に確認しますとですね、福崎町の時給が安過ぎて、姫路市のほうに行って、同じ時間押せるんだったら姫路市に行きたいんだという先生が多いんですよ。また私立で、有名な学校の私立の先生はですね、どうしても引っ張りだこになってしまって、どうしても福崎町には行けないんだということがございました。その点、単価的なですね、保障的なものできないのかどうか。先生確保するのにですね、大変だと思うんですよ。やはり生徒のためにね、やっぱり先生に来ていただいて、私立に負けないようなですね、先生を引っ張ってきていただきたい、このように思っておるわけでございますが、その点についてどうでしょうか。時間給を上げるとか、いやいやもうできないんだというのはできないでいいですよ。

学校教育課長 県費の職員さんにつきましては、兵庫県さんの給与規定に基づいているものと考えておりますが、町費の職員さんにつきましては、そのあたり周辺市町の状況も確認しながら財政部局と検討協議してまいりたいと思っております。

宇崎壽幸議員 その点ひとつよろしく願いしたいと思います。2008年度では学習指導要

領が改正され、反ゆとり教育にかじが切られています。そのためにも、児童生徒の個性を伸ばしていただき、優秀なベテラン教員を確保するためにも、学校教育にもっと予算化していただきたいと思います。それについて教育長どうでしょうか。

教 育 長 まず初めに質問議員さんのご意見、それからご提言は多くの保護者の思いを代弁していただいたと受け止めております。今後さっきのベテランの教員の依頼のときにも私個人としてではなく、福崎町の意向として伝えていきたいなと思っております。また不登校に対する成果も評価していただき、大変ありがとうございます。

学校教育にもっと予算化すべきという意見に対して答弁いたします。

児童生徒一人一人の学力保障、これが大きな狙いなんです。学力保障のための人員の確保、それから教育環境の整備など教育には本当に多額の財源が必要なることを改めて痛感しております。教育は人なりと言われるように、一人一人の子どもの個性を伸ばすためには、教員の資質能力によるところが非常に大きいので、かねてから教育の中身で勝負したいと思っております。加えて現在は多様な個性の子どもたちに対応するため、一人でも多くの教員が必要不可欠であるとも思っております。

けれど、県の教員定数は変えられないので、町の学習支援員、介助員、不登校指導員、スクールサポートスタッフ、それに部活動指導員など一人でも多くの教職員の人材確保が重要と考えています。それも財源が必要になります。

あわせて、環境面でも多くの課題があります。安全で効果ある学習環境の整備のために、今後は町長部局ともより一層連携、協力、協議、そしてまた要望をし、子どもたちが我が母校に誇りが持てる福崎町の子どもたちの教育に全力で取り組もうと思っております。

引き続き質問議員や福崎町の宝である子どもたちの思いに応えるよう努力したいと思っております。そのために教育現場に対して多くの町民さんの皆様のご理解、ご支援が必要です。そして、各議員の皆様にもよろしくご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

宇崎壽幸議員 先ほど高橋教育長がですね、やっぱり福崎町への思いで、教育に対して熱心に答弁をいただきました。勝負は教育の中身であるということでございます。先日も卒業のときにですね、生徒たちにもですね、それぞれのこれからの夢を与えていただけたと、このように思っておるわけでございます。

しかしどうしてもですね、私立の学校とですね、見比べたら、どうしても皆さん優秀な私立へだんだん足を向かっているんですよね。その辺もいやいやそうじゃない、福崎町の学校教育を充実したいんだと、こういうことを思っています。高橋教育長もっと力を入れていただきたい、このように思っておるわけでございますが、できればですね、教職員の合同化を目指していただいて、夏季授業にですね、大学、兵庫大学や姫路工業大学と、その辺の連携していただいて、児童とか生徒にですね、このような形のものを開いていただくような予定を取っていただけないか、教育長どうですか。

教 育 長 大学等との連携まではちょっと考えて今正直おりません。必要があれば、また今後考えたいなと思っております。

宇崎壽幸議員 できるだけですね、大学とコラボしていただいて、できるだけの学習にですね、支援していただきたい、このように思っておるわけでございます。やっぱり福崎町ですね、教育が評価されると思いますので、福崎町に住んでみたいというま

ちづくり、また福崎町の中学校に行ってみたいと思えるような学校づくりを目指していただきたいと、このように思っておるわけでございます。

最後になりますが、町長は子ども支援、教育関係に充実した支援をしていきたいと、とにかく頑張っていきたいんだという先ほどの議員からの答弁でございましたが、町長の思いをお願いいたします。

町 長 まちづくりは人づくり、国づくりも人づくりと言われております。国の将来を左右するですね、子育て支援に力を入れていくということは大変重要なことだろうと思っております。

先ほどからですね、教育長が申ししておりましたが、いろんな面で質問議員は予算化すべきであるということで、教育長は町長部局と連携協力をしながら進めていきたいということをお願いしておりました。私はもう現時点におきましてでもですね、連携協力をしっかりとした中で予算組みをしているというふうに、自分自身思っております、その思いで今後もこの教育行政に応援というんですか、していきたいと、このように思っております。

宇崎壽幸議員 最後になりますが、町長できるだけですね、児童、生徒をですね、支援いただいて、福崎町は住んでよかったなというまちづくりにひとつ応えていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いして質問を終わります。

議 長 以上で、宇崎壽幸議員の一般質問を終わります。
次、9番目の質問者は、城谷英之議員であります。

質問の項目は

- 1、山崎断層帯地震について
- 2、前回の質問について

以上、城谷議員。

城谷英之議員 議席番号11番、城谷でございます。議長の許可をいただき、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、高橋教育長2期目の再任おめでとうございます。これから庁舎の長寿命化とかいろんな課題がありますけども、これからは子どもたちの思いを尾崎町長とよく話をさせていただいて、よい方向に子どもたちを導いていただけたらと、このように思います。

そして今年初めに、1月1日大きな地震で、能登半島地震、これでたくさんの方がお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げます。そして、今でも住む家を奪われ、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、復興にご尽力されている皆様には、安全で留意され、ご活躍されますことをお祈りいたします。

それではまず1番目の質問になりますが、山崎断層帯地震についてであります。

この山崎断層帯地震は、岡山・美作市から始まり、1本は安富を通過して仁豊野まで。もう1本は、我が町福崎を通過して三木市まで続く長さ79キロメートルの活断層であります。

この山崎断層帯地震は868年、播磨国地震があったとされ、そのときもたくさんの被害が出たと残っております。昭和59年5月でした。姫路で震度4、震源地は、仁豊野付近ということでしたが、当時私は高校生で、校舎の中にいましたけれどもグラウンドへ避難したのを覚えております。

あれから約40年がたとうとしとるんですが、ここ数年前、この山崎断層についてレッドカードというかちょっと危ないというような話が出てきて、行政のほうで話されていたんを僕はちょっと耳に挟んだんですが、今この山崎断層、これはどういうふうな状況にあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

住民生活課長　こちらのほう、山崎断層のほう今言われましたように、西は山崎、岡山のほうから東は小野、三木のほうまで長き断層帯となっておりますが、今のところそういったここ30年内での発生確率ということで県のほうが予想されておりますのが1%未満、それから、ほとんど発生しない0.1%未満といった、そういった状況ではございます。

城谷英之議員　詳細の中には書いてへんのですけどね、この山崎断層帯地震っていうのは福崎町の全体的な危機でありますんで、やっぱりこういう質問の中で必ずしも詳細を僕は出すべきではないのかなと。で、やはりこういう山崎断層帯地震って出したらやっぱり行政の方は調べてくれはると思うんやね。ほんなら、今の危機感とかいうのも分かってもらえるし、もう、もしくは県へ問い合わせとかいろいろそこへ問い合わせてもらえるんで、僕は必ずしも詳細に載せるべきではないと思うんです。すみません、これは余談になりますけども。

福崎町の中でね、今住民生活課長が答弁されたんですけど、災害についての危機管理、普通大きいまちですと、危機管理課とか、危機管理部とかいうのはあるんですけど、この福崎町は、どこにあるんですか。

町　長　総括は総務課でやっております。

城谷英之議員　総務課長、こういうね、今山崎断層帯地震がどういうふうな状態なのかっていうのは県とかそういうところで問合せとか、そういうことはできるんですか。できるんですかというか1年に1回とか、そういう報告というかね。結構危機管理課とかやったらそういう問合せとかいろいろしてると思うんですよ。今町長が答弁の中で総務課長がしてるんやったら、総務課長はそういうことをしてはりますか。

総務課長　県、災害対策課になろうかと思いますが、今議員がおっしゃっておるような、毎年のお問合せ等は行っていないのが現状でございます。

城谷英之議員　災害対策本部をね、設置してするんやったら、もうそれはもう町長なり、総務課長なんですけど、やっぱりこういう小さいまちですとときに、僕はもう今、今の時代ですんで、危機管理部とか危機管理課っていうのをどっかの部署で見てもらうっていうのは、僕は必要やないかなと、このように考えるのであります。

山崎断層帯地震、最近豪雨も頻発しております。もし災害が起こったら、災害備蓄品等はどういったものがあるのかお尋ねをいたします。

住民生活課長　防災備蓄品としましては、主なものになりますけれども一般的にアルファ化米、保存水といった食料品関係、それから段ボールベッド、毛布、それから簡易トイレなどがございます。

城谷英之議員　この飲料水でありますとか非常食は、賞味期限が切れたらどうなされているんですか、お尋ねします。

住民生活課長　水や非常食につきましては、賞味期限が切れれば廃棄することになるため、賞味期限切れの1年から半年前には、各自治会の防災訓練などで使っていただけるものは使っていただいたり、またフードドライブのほうに提供したりということも行っております。

城谷英之議員　災害とかが起こったら規模にもよるんですが、避難所はこの福崎町にどれくらいあって、そこへこういう災害備品やね、こういうのを届けるんはどういった手段で届けるんですか。

総務課長　指定避難所として19か所ございますが、地震に対する避難場所としてはそのうちの16か所を定めております。16か所の内訳は小中学校の体育館が6か所、そのほかの町施設が10か所でございます。第2体育館、文化センター、あと福崎の財産区会館については除いて、3か所除いておるという形でございます。

あと避難所の開設ということでは、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代

表者等が応急的に開設するような場合がございます。山崎断層地震等においても大規模な災害となった場合には、避難所を追加してということも、町のほうで想定を超える被害については、避難所の不足が生じた場合には、立地条件、施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づけることができるというふうにも定めておるところでございます。

あと物資の、その施設での備蓄状況とかそのあたりについては現状まだ少しずつみたいところがございますので、できてないところはございますし、役場から地震のときは車での配達というの也有りますが、徒歩での配達、役場がおおむね中心にございますが、備蓄の倉庫3か所から徒歩での運搬ということも、時速3キロというような想定をしておりますが、そういうことでやっていくということになろうと思っております。

城谷英之議員 仮に災害が起きたらですね、この備蓄倉庫が福崎町3か所ありますよね。どないいうんですか、地域防災計画の中にはね、避難備品というのはずっと分布されとんですけども、どっちかというたら、あれを見せてもろたんですけど、偏った備品の置き方になつとると思うんですよ。災害が起きたときにどこでどうなるのかも分からないっていう、やっぱり人口に合わせて均等化しとかなあかんのんちゃうかなと思うんですけど、その辺は課長どう思われますか。

住民生活課長 今、質問議員言われますとおり備蓄倉庫3か所ありますけれども、当初の成り立ちが東大貫が第1、第2長野で、第3が体育館の横というような形で順次整備していきました。そういった成り立ちもありまして備蓄品が偏っているようなところもございます。議員言われますとおり、私もそういう地理的なものもございしますので、できるだけ均等化といいますか、そういったところもしなければならぬというふうには思っておりますし、また指定避難所になっているのは学校等につきましても置ける場所がある分につきましては、今、一部ですが食料品等も置いておりますので、そういったところも順次整備をする必要もあるのかなというふうには思っております。

城谷英之議員 その地域防災計画を見せてもうた中で、やはりちょっと後づけというかね、新しいそれこそ体育館の横もできたのに、あまり備品のそういう移動、計画書の中で移動もさせてない、ほったらかしかなってというような、悪い言い方ですればね、やはりその危機管理っていうもんはずっと何回も見ていかんと、いざ起こったときに、ほんなら東部が一番備蓄品多いんですけど、それから高岡まで運ぼうと思ったら、役場に集まってもし仮に東部取りに行って、それから高岡っていうたら時間がすごくかかってしまうんですよ。だからその辺も含めてね、私やっぱり福崎町に対する危機管理っていうもんは僕は必要やないかなと、このように思います。

それともう一つね、こないだ総務文教で質問をちょっとさせていただいたんですけども、災害協定、近隣とかいろんな多分、災害協定というのがありますが、この災害協定についてはどのようなものがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 民間の事業者につきましては、食料品や生活用品の提供に係る協定のほか、福崎町の経営者協会とも資機材、物資、施設の提供に係る協定なども行っております。それからLPガス協会につきましては、LPガスやガス器具の提供に係る協定なども締結をしておるところではございます。

あと、自治体間でもありますので、そういった場合につきましては、人員の応援要請や水道の給水応援とか廃棄物処理に係るような相互応援協定などもございます。

城谷英之議員 この自治体間の協定っていうたら何々があるんですか。近隣市町はもちろんですけども、ちょっと離れたところとかいうのは、協定とか結べてないんですか。どうですか。

住民生活課長 基本的には近隣ということで、一番大きいのは兵庫県下全域というのと、兵庫県というのがありますし、西播磨地域、それから東播磨を含めた播磨地域というのがございます。

城谷英之議員 仮に山崎断層が動くなれば、近隣市町も同じ状況やと思うんやね。同じ状況の中で災害協定を結んでも、なかなか助けてもらえないんと違うかなとこのように思うんです。だから福崎町と、例えばつながりのある町とかいうのんとそういう連携を組んだらどうかと、このように思うんです。能登のときもやはり兵庫県から依頼が来て、人的にはすぐ福崎町は対応して出していただけたというのがあるんですけども、やっぱり困ったときに、すっといかへんのが行政かなと思うんですけど、こういうのは町長、この兵庫県に限らず、福崎町に何かゆかりのある町があれば、そういう災害協定結ぶということはちょっと考えられへんのですか、どうですかね。

町長 そうですね、どういうんでしょうか、遠い親戚よりも近い他人というような言葉もございまして、あまり遠くの市町とですね、そういう協定を結んでも、なかなか来ていただくのには困難が生じるのではないかなというふうに思います。質問議員がおっしゃっていることもよくよく分かるんですが、私自身は兵庫県下41市町で協定が結んであるというような報告をしたと思うんですが、兵庫県全体がですね、もう被災するような、そういったことというのはまずまず想定もしにくいんじゃないかなと。播磨に限っていえば、そういうことはあるかもしれませんが。けどやっぱり但馬とか神戸とか阪神間とか、福崎はまだ大阪も近いですし、岡山もあります。そういった近くから応援をしてくださるということは、そういう約束事もできているということもございますので、私の思いとすれば、そうあんまり遠いところよりも近くのところと連携するほうがよりいいのではないかなというように思いで今のところはおります。

城谷英之議員 分かりました。それこそね、実はこの能登の災害が起きたときに、私の友達ですけども、すぐに姫路から10トン車で水や食料を積んでね、能登町やったかな、能登町のほうへ多分入ってくれて、毎日炊き出しして、そういう支援をずっとしてくれたんですけど、小学校でしょったんですけど、最後はね、能登町から退去命令っていうのが出ましてね。行政ちゅうところは冷たいとこやなと。どうでしょう、ボランティアでね、わざわざ姫路から10トン車で物資を運んでしてくれた、で、学校でやとったんで、学校が再開するから帰ってくれという意味もあったんでしょうけど、退去命令とはやっぱり行政やなっていうのがすごい僕はもうショックやったんで、もううちの福崎町だけは絶対そんなことはしたらあかんっていうのはもう、行って話してするべきやないかなと、そういうふうに思います。ちょっと話それましたけど申し訳ない。

それとね、各企業さんと、よう町長写真撮って災害協定を結びましたいうて握手なりしよってんですけど、災害のそういう備品については例えば災害が起きたとき、どういうタイミングいうか、で送ってもらえてるんでしょうか。前、大塚製薬さんともされましたけれども、例えばそういうポカリスエットとかそういう備品は、どういうような状態になったら送ってもらえる、大体どの時間で福崎へ届くとかいうのはあるんですか。

住民生活課長 その協定の内容につきましては、そういう食料品関係等につきましては、特に具体的に何時間以内に持っていくますよとかいうような協定ではなっておりませ

んでして、町のほうから緊急的に調達要請があれば、支障のない範囲で優先かつ速やかに物資等の提供を行うというようなことにはなっております。

城谷英之議員 そうしたらそれはそういう、例えば福崎にお店屋さんがあるところからのそういう提供とかいうことですか。

住民生活課長 町内のスーパーですとかホームセンター等につきましても、同じような協定を結んでおるんですけども、それもそういった同じような内容ということになっております。

城谷英之議員 災害が起きたときは、じゃあ開けてくれるんですか、夜中でも。

住民生活課長 こちらのほうも店舗のほうに支障がない範囲でというようなところになりますので、できるだけ早く復旧というんですか、店のほうが開設できるのであればしてもらおうというようなことにはなっております。

城谷英之議員 その辺がね、ちょっと心配やったんで、どういうふうな物資の搬入があるのかなと。

去年の５月に私とこ清風会会派で東京の東京臨海広域防災公園ですか、行かしてもろて勉強させていただいたんですけども、災害が起こってすぐ７２時間どうやって生きれるかということなんです。国・県とかの支援が来るのはやはり７２時間後なんです。７２時間後、どうしても福崎町で、福崎町で町民を守らなあかんっていうことがあるんで、だから７２時間もあつたら国の支援とかいろんな支援してもらえるんで、だからやはり７２時間もつ福崎町であってほしいなと。臨海公園でするのは、タブレットを持たせていただいて、その７２時間、例えばいろんな注意、どこ行ったら今どういうことをするべきか、どうしたら安全か、自分の安全を確保しながら安全な場所へ避難するっていうのが、そういうタブレットになってね、ずっとしながら覚えるんですけども、先ほど三輪議員が質問された中でも、避難所とか、避難所はあるんですけど避難所でしたら今度、瓦礫の話もされてましたけども、瓦礫を置くとこ、この福崎町ほんまに公園だけで対応とか、そういうのはできるんですか。災害が起こったときに。それがごっつい僕心配なんです。福崎町の中で公園とかそういうのがもう非常に少ないんで、今回もね、辻川山に町長造られるという話なんですけども、公園の面積は公園法も含めて、福崎町は非常に公園が少ないんですよ。災害目的を基にすれば、やっぱりもっと公園を僕は造っていくべきやと思うんですけど、町長その防災公園、またそういう農業公園、これちょっと僕の感情がずっと入ってくるからね。ぜひともこの大貫や八千種にね、ここへつなげようと思って一生懸命言うんやけど、ちょっと方向が違いながら持っていたんですけど、できたらそういう災害に備えたそういう防災公園なり、農業公園、もう財政もよう分かっております。もう町長の答弁、大体もう財政が厳しいから。この後のふるさと納税で僕は一緒にやりましょうよっていうふうに持っていこうと思うんですけど、こないだもJ I N N A N × F U K U S A K I F E S T I V A Lをやらしていただきました。あれは姫路の園芸センターでやったわけなんですけど、あそこも大勢、３，５００人を超えるぐらいの、雨の中でしたんですけども３，５００人ぐらいの人が来られた。やはり姫路市と連携をした中で取り組んでいかなあかん。観光のほうが入るからこれまだ言うたらあかん、ちょっとこじつけようとして、ちょっと非常に苦しいんですが、八千種にぜひとも防災公園や農業公園を造っていただけたらなと思うんですけど、この辺はどうですか、町長。

町長 今までもですね、防災公園、農業公園のことをもう何度か聞かれたり、答弁もさせていただいたりしたことがあると思います。その必要性は私自身もあるというふうには思っておるんですが、先ほどからずっと言っておりますようにいろいろ

ろな課題がございまして、その課題を一つ一つ解決する上でですね、進めていけたらなというふうに思います。

城谷英之議員 ぜひとも次の質問に入って、福崎町の財源を確保をしていただきたいと思います。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩したいと思います。
再開を1時といたします。

◇

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

城谷英之議員 いろんなことを町民さんに対してサービスするには、やはり福崎町の自主財源、自主財源の中でも、やはり私はふるさと納税ではないかなと、このように思います。

ふるさと納税について質問をさせていただきます。

前回の町長の答弁の中でぜひやりましょうというような答弁をいただきました。もうすぐ年度が替わり、4月に入るわけですが、令和6年度の予算を見ましても、あまり変動がないように思いますが、令和6年度の実績について、今どこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

地域振興課長 令和6年度に向けてでございますが、プロジェクトチームにつきまして、どの部署の職員を入れるか、また外部の方の参画はどうするかなど、構成メンバーについて検討しているところでございます。そして、設置要綱の作成にも取りかかっております。また、返礼品の事業者、それから製造工場の洗い出しなど、そしてまた新たな分野の開拓が、開発ができないかなどを研究しているところでございます。

城谷英之議員 そのプロジェクトチームのメンバー、どのような方を考えとられるのかお尋ねします。

地域振興課長 私、地域振興課長がチームリーダーとなりまして、様々な立場の職員が協働でふるさと納税事業を展開できるような体制づくりに取り組めます。また、外部からは事業委託事業者、レッドホースコーポレーション、それから商工会、商工業者、そして議員さんにも参画をいただきまして、返礼品の開発、広報・周知活動、そして寄附額・寄附件数の増加の向上に努めたいと考えております。

城谷英之議員 ぜひ私も入れていただきたいと思います。私の目線からも見てもいろんな取組とかいうのもできるんじゃないかなと思うんです。

この予算のほうにはあまり載ってなかったんですが、人的な配置というか、そういうのはどうでしょう。できているんですか。

副 町 長 これまで町長からもこのふるさと納税には力を入れていくということを申し上げておりますので、それなりの人的配置も考えておるところでございます。

城谷英之議員 増員して、この事業に取り組んでいただけたらということですね。

副 町 長 力を入れるということですね、そういう方向で検討をしておるところでございます。

城谷英之議員 地域振興課、今いろんな仕事でごっつい仕事量もね、やっぱり増えとんで、今までの地域振興課とはちょっと感じが変わってきたかなと、このように思うので、やはりこの人事配置だけはよろしく願いをいたします。

中の仕事内容のことについてもちょっと僕は見直すべきではないかなと。個人が持つとる仕事をね、その担当担当があると思うんですけども、それちょっと

見直して、やはりこのふるさと納税に取り組んでいただけたらと思います。でも、今の答弁を聞いて安心をいたしました。

次に、この企業版ふるさと納税は、令和５年度どのようなになったのかお尋ねをいたします。

地域振興課長 令和５年度の寄附額の状況ですが、９件で２５０万円の寄附を企業さんからいただいております。

城谷英之議員 この企業版ふるさと納税、やっぱりこの１０万円というのが非常に多い。もっとどういふんですか、目標を持って取り組んでいただきたいと思うのですが、目標値というのはどれぐらいあったんですか。

地域振興課長 令和５年度の企業版ふるさと納税の目標につきましては、予算ベースで５００万円を考えておりました。また令和６年度も同じ事業ベースで寄附をいただこうと考えております。

城谷英之議員 やはりもっとね、営業というんですかね、私はもうこういう企業さん向けはやはり町長、副町長が各企業さんをお願いしていただくというのが僕は理想やと思うんですけどね。せやないと例えば私や担当者が行っても、代表取締役の方とかいう方に会えないですからね。やっぱり現場担当だけの話で、会社のお金をどうこうするという話なんかはできへんからやっぱり僕は町長が行って、いろんなそういう話も交えながら、例えばその代わり、例えばガジロウの公演依頼、今何かＣＭも流れてますけども、ああいうことも福崎町として取り組んでいきますよとか、あれもお金頂いてませんよね、たしか。せやから、そういうのんで私とこ福崎町もＰＲさせていただくというような形でもっと福崎町を営業されたらどうでしょう。

町長 私ができることはやっていきたいというふうに思っております。今度ですね、プロジェクトチームを立ち上げるということを課長のほうから報告をしましたですけれども、そういった中でですね、事業所などもですね、ご紹介いただければありがたいなと思っております。

城谷英之議員 やはりきちっと目標を持って、今ふるさと納税企業版のほうに関しては５００万と言われたんですけど、やはりもっとね、目標を持って進めていただきたい。５００万円はやっぱり少ないですよ。町長はいろんな方と多分会われると思うんで、そういうところで話を出してもうて、企業に対してもメリットがありますよってということもやっぱり説明しないと、企業さんやっぱり分からない。もう全国的にふるさと納税ずっとやっとなんですけども、分からないそういう企業さんもおられるんで、ぜひとも町長の口から福崎町をＰＲしていただいたら、例えば先ほど言ったようにガジロウの公演やとか、そういうのんもＣＭじゃないけどもこんなことができますよとか、そういうことを言うたら企業としては僕はこれだけガジロウ効果が出とう中で、もっともっと福崎町を売り出せるんやないかなと、このように思います。

まだまだ福崎町もいろんな工業団地も含めて農産物も含めてもっともっと掘り出しものがあると思うんです。だからその辺もプロジェクトチームの中でやはりできることから、まず人と会う、会ってお話を聞いて、何が優先するんかということをしちっと聞いた上で、例えばその物を出されへん理由やね、理由、例えばここに代理店があって出されへんのやとか、それを行政の中で僕はクリアしたったらもっと物ができてくるんやないかなと、いろんな物品ができてくるんやないかなと思うんですよ。やっぱりここをしづらいとか、どないいうんかな、出荷するんに非常に難しいとか、そういうことで面倒くさいとかいうのも何かそのプロジェクトチームの中で考えて、もっとその企業さんが出荷しやすいように。

1つだけほんまに思うんは、これ行政、このふるさと納税は、売らしていただきよるんやという気持ちは僕は忘れたあかんと思うんです。売ったりよんやいうような気持ちでは、なかなかふるさと納税、僕はでけへんと思うんです。福崎町の産物を売らしていただきよるんや、町税へつなげよるんやという、町行政の気持ちが僕は大切やと思うんです。だからそれを念頭に、このふるさと納税、取り組んでいただけたらと思います。町長どうですか。

町長 ありがとうございます。行政というところは、石橋をたたいて、それで渡ろうか渡ろまいか考えるようなところがございまして、今のお話を痛いなと思って聞かしていただいとったんですけれども、そういったですね、民間の声というんですかね、そういうことも教えていただいたりしながらですね、この企業版のふるさと納税、少しでも前に行くように努力をしていきたいと、このように思っております。

城谷英之議員 ありがとうございます。これで一般質問を終わります。以上です。

議長 以上で、城谷英之議員の一般質問を終わります。

次、10番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、子育て支援と教育課題について
- 2、第6次総合計画について
- 3、安全な町づくり
- 4、観光対策について
- 5、信頼と住民参加

以上、小林議員。

小林 博議員 失礼をいたします。一般質問をさせていただきます小林でございます。

今回改めてこの子育て支援教育課題という問題で質問をするのに、児童憲章とか児童の権利宣言に目を通しました。児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んじられる。児童はよい環境の中で育てられるという3つの理念でつくられておるわけでございます。日々の行政の展開の中では、様々な問題が出てまいりますけれども、この精神に沿って努力をすることが大切ではないかというふうに再認識をしたわけでございます。

まず、認定こども園について伺います。

令和6年度の申込みの状況についてお聞かせをいただきたいと思います。各施設の収容能力やら、それとの関係で、年齢ごとなどで飽和状態といいますか、問題が発生したか、していなかったかというところまで含めて答弁をいただければありがたいと思います。

学校教育課長 令和6年度の申込み状況は、私立園も含めまして町内全体で申込みが599人で、入園予定の人数は594人、差引き5名の方が入園されなかったという状況ですが、この申込みをして入園されない方は、0歳児が3人と1歳児のお2人で5名であります。この5名のうち、特定の園を希望される方が3人で、育休延長を希望される方が2名という状況でありました。

収容能力との関係でございますが、各施設の定員は、田原幼児園240人、八千種幼児園87人、福崎幼児園183人、高岡幼稚園45人、姫学こども園75人、サルビアこども園105人の合計735人です。

収容能力全体で735人で、先ほど申し上げました申込みがあったのが599人という状況で、能力的なものはまだ余裕があるという状況にはありますが、特に3号認定の0～2歳児、これにつきましては、定員が195人に対して195名を受け入れたという状況でありまして、ここはちょうどいっぱいという状況で

あります。1・2号認定については、余裕のある状況でございます。

小林 博議員 今の課題からいいましてですね、若い世代に福崎町で住んでもらいたいというふうな課題等々からいきますと、0歳から2歳児までのですね、対応どうするのかということが求められておると思うわけです。前回の質問でも提起をいたしましたし、するのですが、それ以降も、今回の中で特にその部分でですね、若干希望に添わない部分が出てきたりしてですね、非常に声も聞いたわけですが、そんな面での充実方ですね、今後のこの0～2歳児の方向づけについてどのように考えられておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 6年度入園調整に向けてでもございましたが、0～2歳児は厳しい状況にありました。特に0歳児が厳しかったというのが今年の傾向でございましたが、改めて施設の収容能力等を確認した上で、できるだけ受入れができるようにということで対応してまいりました。

今後施設面積的にはなかなか0～2歳児を増やすことが難しいという状況にはありますが、現場を再精査するなどしてですね、対応してまいりたいと考えております。

小林 博議員 今、国のほうでもですね、この保育に関する入園条件の緩和の方向にですね、進んでおるのではないかと思います。当然もう就労証明がなくてもですね、受け入れていこうという方向に国の方向も変わりつつあるというふうに認識をしております。

そういうことからいきますと、福崎町のこの0～2歳児の関係の部分で若干問題が出てくるんじゃないかと思っておりますが、その認識はどうでしょうか。

学校教育課長 入園の条件、いわゆる保育の必要性につきましては、基本的には子ども・子育て支援法第19条に規定されておまして、保護者の就労でありますとか、病気などで子育てができてにくい方という条件が定められております。

現在それとは別に今、議員もおっしゃいましたように、国の試行的事業として、両親がいわゆる働いていないお子さんを一定の条件でお預かりする制度が令和8年度に始まる予定と聞いております。福崎町におきましては、保育の必要なお子さんを優先してお預かりするということで進めており、それがちょうど今、ほぼいっぱい状態になっておりますが、今後この事業が本格的実施になるときは、保育士の確保など、受入れ体制を整えていく必要があると考えております。

小林 博議員 人的なこともそうですが、施設的な面ではどうなんでしょうか。

学校教育課長 0～2歳児につきましては、なかなか厳しい状況にはあります。ただ3・4・5歳児の部分でどうかという部分の改めた目線で施設を見直すなどして、できる限りの対応はしてまいりたいと考えております。

小林 博議員 ぜひですね、そんな先を見越した形での計画づくりを進めていってほしいというふうに思います。もうそうなったと国が認めたという段階でですね、慌ててやるということでは後れを取るというふうに思います。

あわせて前から問題にしておりますが、0～2歳児の保育料については非常に高いということも一つの問題点であります。その改善の方向等は考えておられるのか。取りあえず今年といいますか、令和6年度の保育料についてはどういう考え方をされておるのか、お願いをいたします。

学校教育課長 0～2歳児の保育料につきましては、平成27年度以降は同じ保育料を維持しておまして、令和元年度には、住民税非課税世帯の保育料を0円として、これを継続している状況であります。これまでも近年物価高騰が継続もしておりますし、最近では人件費も上がっていく状況の中で、保育料は現状を維持したいと考えております。

小林 博議員 階層別にも変わらないということですか。

学校教育課長 はい、平成２７年当時と同じ階層でいきます。

小林 博議員 いずれにいたしましてもですね、隣の加西市が全部無料にしたというふうなこともありましてですね、保護者の人たちの関心も呼んでおるわけでございます。實際上、もう月額１人５万円というふうな保育料はですね、非常に生活にこたえるというふうに思います。そんな面での軽減の方向ですね、これから課題になってくると思いますので、その辺も準備方をお願いしておきたいと思います。

次に給食の問題について伺いますが、令和６年度では半年間の無料化が継続をされました。予算の審議なり、あるいは一般質問等で一時的な取組ではなしに、恒久的な取組としてどのように考えておるかという質問がございましたが、私も同じようにですね、そういう立場で質問をしたいと思います。

自治体によっては、全面的な小中学校の無料化から小学校だけとかですね、いろんなやり方が取り沙汰されておるようでありますが、福崎町の場合はもうこの半年後ですね。全くもうやらないのか。ただもう資材の値上がり分だけということなのか、それとも何らかの方向をまた考えようという検討の余地を持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長 給食費の関係なんですけれども、先ほどのこれまでの議員さんの答弁の中でも申し上げてまいりましたが、給食費の段階的な無料化を考えていきたいという思いはずっと今も持っております。ただですね、やはりその前に持続可能な福崎町の財政運営ということもございまして、今の段階ではなかなかこの方向に進んでいけないというところでございます。

そして、国のほうもですね、今、給食費の無償化についてを進めるためにですね、アンケート調査を取って、その後対応をしていくという方針も打ち出されております。岸田首相は子育て費倍増というようなことも打ち上げられておりますので、そちらのほうにも期待しておりますし、この要望につきましては、機会あるごとにですね、要求をしていきたいと、このように思っているところでございます。

小林 博議員 兵庫県下ではですね、相生市などが早くから無料化を打ち出して子育てのまち相生というふうに宣伝をしておるところであります。その他のところでも様々な取組が進んでいっております。住民の目から見ればですね、福崎町は工業団地もたくさんあって他の町よりもですね、税収も多くて、財政力があるのではないと言われるし、現実には、財政力指数というふうな観点から見ましても、そんなに低いほうではないというふうなことにもなるわけでありまして、ただ国待ちということではなしにですね、何らかの努力が要るのではないかというふうに思うのでありますが、その点について改めて答弁を求めます。

町長 給食費の無償化を実施している町につきましては、それなりの財源手当ができていくということなんだろうというふうに思います。そして多くはですね、ふるさと納税などがですね、それなりの水準である町が多いというふうにも思っております。ですから、先ほどの議員のご質問にもありましたように、ふるさと納税を上げていくことが重要ではないかというような質問にもつながったんだろうと思いますし、私もそのように思っております。財源ができればですね、ぜひぜひそちらのほうにも対応していきたいと思いますので、それに向けて努力をしていきたいという思いであります。

小林 博議員 もう広く住民の方々もその点ですね、期待を抱いていっておられます。尾崎町長が子育て支援をですね、積極的にやりたいという、重点事業としてやりたいというふうに言われておるわけですから期待をされておるわけでありまして、ぜひ

その期待をですね、お伝えをしておるわけですから、よい方策をですね、出していただきたいというふうに思うわけであります。

次に給食についてであります。福崎町内の小中学校で学んでいる児童生徒でありながら、無料化の対象とされていない、その生徒は何名ぐらいあるのでしょうか。

学校教育課長 いわゆる町内の小中学校に通われながら対象とされていない方につきましては、福崎町外からのいわゆる区域外就学ということで来られている子どもさんかと思いますが、約8名おられます。

小林 博議員 先ほど児童憲章や児童権利宣言、あるいはもう元に至りますと憲法から背景になりますが、こういう精神から照らしてですね、同じ学校で学びながら無料にならない子どもたちがそこに出てくる。そのことがですね、やっぱり教育の関係の中でいろいろ問題も出てくるだろうし、ただそれだけやなしに本当に町の姿勢、福崎町教育委員会の姿勢としてそれでよいのかなというふうに思うわけです。本当に教育基本法やら児童憲章、こういうふうにもいろいろあるわけですから、これはもう8名ですか、この部分が何ともならない財政状況ということにはこれはならないと思うんですけども、なぜこれにならない。福崎町の子どもではないと言われるわけですがそれでよいのでしょうか。そういう検討はされなかったのでしょうか。

学校教育課長 令和6年度で6か月分の給食費の無償化を継続するにあたりまして、役所内でも議論はいたしました。基本的には住民の方の子どもさんに対しての手当ということでの考え方で今日まで来ております。

小林 博議員 自治基本条例というものが平成25年6月ということで、あるわけですが、この条例をつくる時にたしか審議会があつてですね、私もその審議会に参画をした覚えがあつて、そのときの議論を思い出すわけであります。一つは、町民みんなでよい町をつくっていかうということでありました。それでは町民とはどの範囲を指すのかということが大きな論点の一つでありました。町内に住所を有する者、それから町内へ通勤または通学する者及び町内で事業または活動を行う者をいうというふうにですね、町民の定義というのは広がっていつております。従って、この場合、福崎町の学校に通う子どもですから、町民としてですね、福崎町自治基本条例に沿って扱うのが正しいということではないのでしょうか。その点についてはどうでしょう。

学校教育課長 広く自治基本条例等で定義がされておるところかとは思いますが。給食費の無償化にあたりまして議論もしたと先ほど申し上げましたが、無償化の継続が公表されて以降、様々な住民の方からの声も聞いております。そういう中で教育委員会、学校教育課としましては、改めて学校教育課、いわゆる教育委員会事務局として再検証といいますか、考えてみたいとは思っております。

小林 博議員 この自治基本条例、町民等の定義というのは今言いましたとおり、この面ではその反対意見も、審議会でも反対意見もあつてですね、いろいろな議論があつたんですがこのようになりました。それで、第3条で条例の位置づけであります。この条例は本町の自治の基本を定めるものであり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重するというふうなことになると思ひまして、この面についても審議会でもいろいろ議論がございました。この条例は、他の条例とどちらが優位にあるのかというふうなことが議論の趣旨であつたと思ひます。そのときにですね、この自治基本条例がその他町全体の一般行政のですね、進める上その基本になると、ですからこれが根本にあるという、この姿勢がね、いうふうなことが基本条例の制定の審議会でも議論されたことを覚えておるわけですね。

そういう意味からいいますと、先ほど言いました第2条における町民の定義、福崎町に働く者、福崎町で学ぶ者を全て町民として扱っていいこうと、考えていいこうということでもありますから、この自治基本条例に照らしても、この条例が基本になるわけですから、8名の福崎町の学校に学ぶ子どもたちが対象にならないというのは即刻解消されるべきではないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

町 長 この自治基本条例を基にですね、町民とは何かという点からですね、ご質問がありまして、そう言われてみたらそうだなというような気もしないではないんですが、それでもですね、福崎町の住民さんが、他の小中学校に行かれる方は面倒見ましようと、こういうことですね。給食見ましようということですね。他市町から福崎町に来られた方は、それは見れませんよというふうに今はやっているということでございます。福崎町がやっていることを全部の市町がしてくださったらですね、ウィン・ウィンになるわけですね。例えば他市町の住民の方が、福崎町に通学される方にも給食費を無償化にするんだということを言っていたら、これはウィン・ウィンになるんですけれども、そうではないわけなんです。小林議員がおっしゃる、この自治基本条例を基にされたこのご質問のこともよく分かりますので、その辺もですね、もう一度こちらのほうとしてもちょっと整理をしましてですね、考えたらどうかなというふうに思います。

小林 博議員 その際、自治基本条例といいましたけど、それももう当然ですが、問題はですね、子どもたちをどう見るかというですね、基本だと思うんです。区域外から来られておる方々には様々な理由があると思います。前からDVの関係の影響の問題でありますとか、いじめに遭ったとか、様々なそういう事情が特別の事情があってですね、福崎町内の学校に来ていただいておりますと思うんです。この学校、福崎町の学校に来て、その一人一人の子どもたちがやっぱりまた頑張って生きていこうという方向に発展させていくために、給食費についてこんな差別をつくることはね、憲法の精神、児童憲章の精神、自治基本条例の精神に立ってですね、どうかなというふうに思うんですよ。そんな、何というんですか、せせこましいといいますか、何か小さいね、度量の狭い福崎町なのかなというふうに思ったりもいたしますね。何よりもその子どもたちがですね、子どもたちをどう学校で保障し、成長させていくかという、子どもが主人公という立場に立てばですね、もう差別というふうな言葉で使いますと差別は許されないんじゃないかというふうに思うんですよ。ぜひですね、そういう立場での検討をして、4月1日スタートに臨んでいただきたいと思うのですが、町長及び教育長の答弁を求めたいと思います。

町 長 小林議員の思いは受け止めさせていただきます。ただ、何が公平かということを考えたときにですね、それが公平なんかどうなんかなというのは、ちょっともう一度よく整理して考えさせていただきたいと思います。

教 育 長 教育委員会としては、子どもや親の教育の面からよりよい方向を再度事務局で研究したいと思います。そしてその結果、定例の教育委員会で検討したいなと思っております。

小林 博議員 先ほどから訴えておりますように、子どもが主人公という、そんな立場でね、それを大前提にしてですね、考えていただきたいというふうに思います。

あわせて就学援助費の給付要綱を、今回この件があってですね、勉強させていただきますと、この就学援助費給付要綱につきましてもですね、福崎町の町内に住所を有し、福崎町立の小学校に在学する児童または中学校の在学児童ということになっておりまして、就学援助給付費要綱も、これまたもう福崎町に住所があ

るだけでなく町内の学校に通っておる者という、そういうふうな前提条件が対象者としてついております。ただし教育委員会は特別な理由があると認めるときはこの限りでないという文言もついてはおりますけれども、この面についてもですね、先ほどから訴えておりますような立場からいえば、給付要綱についても再検討が要るのではないかとというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 他市町の事例を参考にしながら考えていきたいと思っております。

小林 博議員 他市町の事例を勉強していただくについてはこれはこれで必要なことでありますししますけれども、ぜひこの面についてはですね、先ほどから言っておりますように、教育長何かそういう点をね、基本に立って自主的な精神を持って考えていただきたいというふうに思っておりますので、改めてまた次の機会に質問をしますのでぜひよろしくお願ひしたいと、取りあえず何はともあれ、繰り返しますが、6年度半年間給食費無料ということでせっかく実施され、新聞にも発表されて、多くの町民から歓迎をされておるわけでありますから、そこで8人の子供たちがですね、寂しい思いをする、あるいは泣かなきゃならないというようなことにならないようにですね、まだ4月1日まで、1学期スタートまでありますから、ぜひ早急なる検討を求めたいというふうに思います。

次に、学校教育施設の整備についてであります。

体育館の空調設備の導入というふうなことに絡んで、長寿命化計画の見直しを予定しておるということでありますが、まずその長寿命化計画のその趣旨と契約の内容について、概要を示していただきたいと思ひます。

学校教育課長 学校施設等長寿命化計画につきましては、平成31年3月に2019年度から2048年度までの30年間の計画として策定いたしました。長寿命化ということで老朽化による大規模改修プラス付加価値的なものも加えての長寿命化という観点に立った計画でございます。平成31年3月策定からおおむね5年ごとに見直しを行うという形になっておりますので、令和6年度に見直しを行う予定としております。

小林 博議員 前の長寿命化計画も家で見えてきたわけでありますけれども、全部やるにはかなりの年限がかかります。それはそれとして急ぐものからやっていたいただかなければなりません、こと体育館ということになりますとですね、震災対策の点からいいますとですね、その体育館への空調設備の導入についてはさきの一般質問の中でも、そちらのほうからも、教育委員会のほうからも触れられました。その体育館の空調設備もこの長寿命化計画の中に含めていくということであればですね、かなり先のことになるところがかなり出てくるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうなんでしょう。

学校教育課長 令和6年度の検討委員会での議論にもよりますが、一般質問でもいただいておりますように体育館の空調設備については、優先度を上げた形で提案していきたいと考えております。

小林 博議員 その財源としてですね、答弁もありましたが、この財源を基本の3分の1から補助率を3分の1から2分の1に引き上げるということ、あるいは緊急防災・減災事業の場合の起債の交付税算入率が70%にするというふうなですね、そういうふうな特別措置、これらについては年限があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 整備に係るいわゆる助成措置についての細かな年限等については、確実なものは承知しておりませんが、3年計画等で存在しておるように聞いております。

小林 博議員 企画財政課長、この点について分かりましたらお答えいただきたいと思ひます。

企画財政課長 緊急防災・減災事業債につきましては、令和7年度までの措置となっております。

す。

小林 博議員 学校施設改善交付金のほうの場合はどうなんですか。財政課長分からへんの。

学校教育課長 定かには承知はしておりませんが、年限を区切っての交付がされると聞いております。

小林 博議員 私の手元の資料ではですね、いずれも2025年度までということになっております。そうしますとですね、もう間もなく2024年度に入るわけですから、この2024年度に長寿命化計画の見直しをやってそれからということになりますとですね、いざやろうとすれば、この企画期限を過ぎてしまうのではないかというふうに思うのですが、これらも考えてですね、町内の体育館全部ということにならなくとも、取りあえず25年までのこの期限の中に入るようなですね、そんな取組はできないのかというふうに思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

学校教育課長 2025年ということは令和7年度までということで、令和6年度で計画を見直しをするという形になります。そのあたりも財源の手当も含めて、その長寿命化計画は今後の中長期の財源がどうなっていくかを見据えて組んでいくものと考えておりますので、その今いただいた情報も含めて議論していきたいと考えております。

小林 博議員 その必要性についてはですね、もう繰り返して言うまでもなく、教育上あるいは防災対策上、様々な面から必要だということはおもう明らかになっておるわけですから、要はもういつやるかという問題であります。できるだけこの有利な補助やら起債の対象になるような形でですね、取組を強めていただきたいというふうに思います。

次、学校教育についてはそういうことですが、社会教育施設の整備についてはどうでしょうか。全ての町民が利用するものとして、施設整備と運営が求められるわけですが、バリアフリーのことからいきましたので施設の空調関係あるいはバリアフリーの関係等々、その整備の関係についてどのような計画を持っておられるかお聞かせをいただきたいと思います。

社会教育課長 施設の整備につきましては、バリアフリー等につきましては現在各施設とも出入口等のスロープ等については整備をされております。ということで、あとは社会教育施設におきましても、老朽している部分等とかにつきましては計画的に修繕を行ってまいりたいというふうに考えております。

小林 博議員 そういう計画はつくられておるのでしょうか。

社会教育課長 令和2年度に一応社会教育施設の中でそういう計画は考えております。

小林 博議員 いずれにいたしましてもですね、これだけ高齢化社会になっておりまして、社会教育施設を利用する住民の方々、高齢者の方々も増えております。あるいは身体に不自由な、抱えておられる方々も含めてでありますから、福崎町にはこのエレベーター等が全くないわけでありまして、この点も含めてですね、計画になっていくように求めたいと思いますが、こういったバリアフリー等のエレベーター等ですね、具体的に言えば、そういうふうなことも含めた計画というのはあるのでしょうか。

社会教育課長 このバリアフリー等につきましては、特に社会教育施設におきましては具体的に各個別の施設でエレベーター設置等というような計画はうたっておりませんが、バリアフリーについては当然対策を考えてまいりたいというふうに考えております。

小林 博議員 もう基本はですね、課題はやっぱりエレベーターということが大きな課題だというふうに思います。近隣の市町を見ましても福崎町はその点について非常に遅

れておるといふうに、前にも言いましたけれども、その点を強く感じておるところであります。

次に各施設にですね、W i - F i 等などの環境整備も進めていくべき時代ではないかと思うのですがこの点についてはいかがでしょうか。

社会教育課長 社会教育施設のW i - F i 設備につきましては、八千種研修センターの2階の会議室、それから文化センターの小ホール、2階の会議室、講義室ではW i - F i が設置されております。こちらにつきましては、公民館クラブ等でのパソコン等のクラブがございますので、その講座の受講生等が利用するためにW i - F i の設備を設置しておるところでございます。

小林 博議員 それらを一般の人も利用できるようになっておれば、それはそれでさらに充実をしてほしいと思います。

次に前から言っておりますスポーツ公園についてお伺いしますが、未利用スペースについての活用ということをご定義をしておりますが、この点についてはどのように検討されたでしょうか。

それから、スポーツ公園についてのトイレは暗くあるいは施設もちょっとあまり見た目もよろしくないというふうな状況がありますので、トイレの改善についても訴えておりますが、これらの検討方をお答えいただきたいと思います。

社会教育課長 質問議員おっしゃられておりますスポーツ公園の未利用スペース、これはソフトボール場と百歳の森の間の土地のことかと思うんですが、こちらにつきましては景観とあと駐車場が不足しているかどうか等の活用状況も見まして利活用を考えていきたいというふうに思っております。

それからスポーツ公園のトイレ、こちらにつきましては、第2体育館横のトイレにつきましては令和5年度に便器を改修しており、それからこのスポーツ公園内のトイレにつきましては定期的に、週2回シルバーによります清掃を行っております。

小林 博議員 清掃だけじゃなしね、トイレの便器のね、もう取替えが要と思うんですよ、具体的に言えばね。男子トイレの分も女子トイレの分もね、そのことを言っております。

社会教育課長 トイレの便器等につきましてはちょっとその老朽度等を勘案しまして対応を考えてまいりたいと思います。

小林 博議員 便器。

社会教育課長 便器。はい。便器も傷んでおるものにつきましてはもう修繕するのか、あと更新するとかということをご対応を考えてまいりたいと思います。

小林 博議員 すいません、どうも私も滑舌が悪くなったようでありまして、ちょっと聞こえやすいように努力をします。ぜひですね、使いやすい形であるいは他に対しても恥ずかしくない形での設備になるようお願いしておきたいと思います。

次に、第6次総合計画についてであります。

ユニバーサル社会、S D G s などが強調され、誰一人取り残さないという、そんな立場がこの総合計画の中に大変流れておって、本当に時代にふさわしいし、またよいことだなというふうに関心をしたわけではありますが、それらを基本にして質問をいたします。

ただ私が総合計画の中で気になったのが財政の問題です。行財政の問題。民間委託の推進でありますとかいう様々あるわけですが、住民の負担の増加とかですね、様々ちょっと心配をいたしました。町単独施策を減らしていくのではないかと、あるいは住民負担が増大していくのではないかとというふうなところをですね、ちょっと心配したのであります。ここら辺が尾崎町長の基本姿勢なのかなといって

ですね、この点が第6次計画の中に流れている問題として一番気になっておる点でございますが、その点について町長はどのように考えられておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

町 長 その前に第6次総合計画の目指すべき将来像についてお話をさせていただきたいと思うんですが、将来像は第5次と同じなんですけれども、活力にあふれ 風格のある 住みよいまち～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～を継承・発展させるということにしております。

この将来像は、第4次総合計画のときにつくったものを第5次も継承し、第6次も継承をしていくということなんですけれども、20年が経過してようやくその姿が見えるところまで来たのではないかなというふうに思っております。

今回、私の中では次の10年間で、この将来像を完成させたいという思いで住民の参画と協働、そして職員や町議会の議員様の力を結集して作成をしてまいりましたので、新たな決意を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

町単独施策や住民負担の在り方ということですが、私は一定のレベルのサービスを維持、充実していくためには、住民の皆様にも応分の負担をお願いする必要があるというふうに考えております。その内容につきましては事業ごとに必要性を検討した中で判断をさせていただくということになろうかと思っております。

小林 博議員 常々思っておるといえば失礼ですが、福崎町は前から福祉につけ、まちづくりにせよですね、町単独部分をかなり取り組んできたという歴史を持っておると思います。努力をしてきたと思います。それが最近もう国の施策に合わないものは全部ですね、もう何かしら切り捨てていくと言え言葉がきついかもかもしれませんが、そんな方向でですね、全部もう国・県の言ってくる指導どおりにやっていこうということになって、結果として町単独施策や住民負担が増えていくというふうな方向がですね、最近顕著になっておるのではないかなというふうに思っておりまして心配をしてですね、いっておるわけでありまして。ぜひですね、そこに福崎町の自主的な姿勢、自治の精神を行財政分野についてもですね、貫いてほしいと思うんですがいかがでしょうか。

町 長 私、小林議員さんが、サービスが切捨てる方向にいつているのではないかなというようにご質問なんです、自分自身は5年間町長やっていた中でですね、そういったふうに取り組んできたという思いはありません。町単独の福祉施策いろいろ町単独で行ってきた施策を削減してきたという思いもありませんし、私はその事実もないというふうに私は思っております。

ただですね、ずっと質疑の中でお話しさせてもらっておりますように、特別基金ですね、いろんな福祉基金だとか農業活性化基金だとか、そういったものを活用しながらですね、今までやってきた事業も多々あるわけなんです。けれども、そういった基金がですね、もうここに来まして枯渇しています。もうありません。ですので、そういった事業をですね、今後来年、再来年続けていけるのか。一般財源をつぎ込んで継続する必要があるのか。そういったことも含めてですね、もう検討する、しなければならぬ時期に来ておりますので、先ほど申し上げましたように、やはりいろんなサービスを受けてもらおうと思えばですね、やっぱり一定のご負担もお願いしていかなければ持続可能な行財政運営はできないという時代が来ているということですので、改めて皆様の前で申し上げておきたいなというふうに思います。

小林 博議員 住民のですね、収入というのはそんなに大きく改善されておる状況ではないと

いうふうに思います。大企業が今年度春闘で賃上げの方向が出たといったしましても、圧倒的な多数の中小企業の存在、あるいは年金に頼っておられる高齢者の方々の存在を見ますとですね、実質的な可処分所得は少なくなっておるというふうにも言われておるわけでありますので、そしてその住民の負担能力、生活ということも考えてですね、行財政考えてほしいと思うんですがいかがでしょうか。

町 長 もちろんその視点は重要であろうというふうに思います。ですので、福崎町がですね、住民さんに負担を求めるということになりますとですね、いろんな審議会での諮問、答申でありますとか、議会の議決とかいうようなことがないとはですね、そういう住民さんへのご負担をしていただくということはできませんので、もう真にさせていただかなければならない状況になればですね、そのときにはそういった説明をさせていただいて、住民さんのご理解を得るために、議会のご理解を得ながらですね、前に進めていく必要があると思っておりますので、私どもが考えてそれがさっとできるというものではないというふうにも思っております。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を2時15分といたします。

◇

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 この総合計画を進めていく上でですね、住民各層の理解と参加ということが必須だと思います。そのための条件整備もぜひ進めていかなければならないと思っています。高齢化社会の進行の中で高齢者も参加しやすい日常行政の展開が必要ではないかと思うのであります。例えば最近聞いておる声ではですね、いろんな様々な広報紙が出されます。町の広報もあれば、議会だよりやら社協の関係があれば、その他のいろんなところから配布してもらうものがあります。それらがですね、月のうち2回3回と重なってまいりますと、坂のある隣保、そういう数十軒というふうなことになりますとですね、もう大変しんどいというような声も聞いたわけでありますけれども、いずれにいたしましても、広範な住民の方々が参加していただける、理解していただける、そういうふうな状況を基本的につくっていくことがこの総合計画推進に欠かせないと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

総務課 長 現在広報紙などの各種の配布物につきましては、区長様を通じて区長文書という形で各戸への配布をお願いしているところでございます。今議員が言われたように、月2回という回数、また量が多いときもありまして、それが負担になられているというようなお声もお聞きをする場合がございます。町といたしましても配布物を減らすべく、町民の皆様へのお知らせなどは可能な限り広報紙に集約して、配布物の種類を減らすように努めております。

一方で、地域の希薄化いうんですかね、そういうのが問題になる昨今におきましては、自治会の皆様で配布をいただくことで高齢者の安否確認ができたりとかいうような利点があったり、また、ホームページなどで広報紙を掲載しているから各戸配布をしないとかいうような、そういうようないろいろな方向からのご意見もいただくところでありまして、そういうような中でも高齢の皆様でありますとか、そういうスマホとかパソコンの操作に不慣れな方はやはり紙媒体での配布を望まれているという側面もあると思っております。紙媒体での配布の利点も念頭に置きつつ、一方で電子媒体でのお知らせに可能な部分は切り替えていくなど、

行政のデジタル化の波も踏まえながら区長会の皆様と協議を重ねながら、情報公開の方法を模索してまいりたいというふうに考えているところです。

小林 博議員 次にこうした計画を進めていく上で、自治会なりあるいは様々な団体等ですね、協力が必要になってくると思うんですが、それには各種事業の補助金制度やら土地改良区、町単土地改良の補助も含めて様々なそういう制度があるわけですが、消防車の購入の件については最近改善をされましたが、物価高騰などで事業費率や補助率の改善を求める声が最近お聞きをするわけでありましたが、それらについての考え方はどうでしょうか。

企画財政課長 令和5年4月から、物価、資材高騰などの対策としまして、自治会公共用施設整備事業補助金の改正を行いまして、公民館の修繕及び改修につきましては、従前の補助率20%、年度限度額100万円から補助率3分の1、年度限度額200万円に引上げを行いました。また、先ほど質問議員さんが言われたとおり、消防団の小型動力ポンプ積載車の町負担を従前の3分の1から3分の2に引き上げるなどの見直しを行っております。

小林 博議員 土地改良事業についてはどうでしょうか。町単の。

農林振興課長 町単土地改良事業の補助金についてですが、現在ため池整備事業では60%、その他土地改良事業では50%以内という補助率で、上限は共に250万円としているところであります。

このことにつきましては、町における補助事業の補助率及び限度額の見直しということで、令和4年度の区長会においても要望がありまして全庁的にそれらの見直しを検討した結果、今の現状維持としているところでありまして、今後の厳しい財政状況の中では単独的には決められないと思いますので、全庁的に考えることだと思っております。

小林 博議員 ご承知のように工事費の値上がり等でですね、補助率250万円ということではですね、本当にこれまでやられておった事業量が非常に減ってくるというふうなことで、そんな声を改めて聞いておりますので、ぜひ再検討方をですね、求めておきたいと思います。

この様々な分野の計画の中でですね、この農林業の関係について特に思うのであります。農林業の多面的な役割は、誰もが認めるところであります。現在高齢化や担い手不足、放棄田の増加、集団化できないところなど様々な問題があります。そういう中でどのような具体的施策が図られていくのか。この農業関係のところを読みながらそう思うわけでございます。大型化できない農地への対応の仕方やら等の問題等々ですね、含めて、具体的にどのような施策を進めようと思っておられるのかお聞きをいたします。

農林振興課長 耕作放棄地等への対策につきましては、町では不作付地の解消のため、新たに農地を借り受ける農業者に対しましての支援、担い手農家育成補助金、不作付地耕作支援補助金がございます。

また兵庫県におきましては、地域農業の持続的発展と集落機能の維持活性化に資するため、ほ場整備等の基盤整備事業が実施されていない農地や周辺の地域状況等により整備ができない農地を中間管理機構から借り受けた場合に、未整備農地集積奨励支援が、また既存の経営している農地から離れた農地を新たに中間管理機構から借り受けた場合には分散農地集積奨励支援が、加えまして、耕作放棄地の再生作業等に係る経費の一部を支援します耕作放棄地再生・活用支援があります。

また国におきましては、土地利用構想の策定、農地等の粗放的利用等に係る経費を支援する耕作放棄地粗放的利用支援などがございます。

また高齢化や担い手の後継者不足のことですが、これらが進行している中、将来にわたり地域農業の担い手となる人材を確保し、その育成に対し支援をするため、町では新たに正規雇用する個人または法人の認定農業者に対して助成を行う新規就農支援事業を令和５年度から設けているところであります。

もう一つが大型化できない農地ということですが、これも国の事業になりますけども、条件不利地域におきまして地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設や簡易な基盤整備、これ区画整理も含めますが、これを導入を図る場合、農地利用効率化支援交付金がございます。

国・県・町とさまざまな施策を用意しておりますので、それらの検討されればいいかなとは思いますが。

小林 博議員 いろんな施策がですね、農業面では国のほうでも次々と取られてきたのではないかなと思うのですが、現実に福崎町の状況を見ましてもですね、年がたって、あるいは獣害等々含めて、耕作をもうそういう方がやめられますと、一斉にもう放棄田になっていくという、そういうところがだんだんと増えていっているように思うんです。本当に総合計画で言うておりますような形で、福崎町の農業問題を考えようとすれば、何か特別の取組がですね、もう少し要るのではないかなというふうに思ったりもいたします。といって私もそんなにいい案を持っておるわけではありませんが、取りあえずですね、周辺地域、山間地域を見てみますと、せめて自分のうちの畑だけでもと思ってやるようなことについてのですね、援助もあってもよいのではないかなというふうに思います。個人の農家が獣害対策用の施設を造れば、そういうところに補助も出す。あるいはどうしようもないところの転用も規制を緩和するとかですね、そういうようなことも含めて考えていかないと、福崎町の農地はですね、どんどんと荒廃していくのではないかなというふうに思わざるを得ないし、そういうことを多くの方々が心配をされております。そういう心配を聞きますので、こんな抽象的な質問で申し訳ないんですけど、そういう皆様方の声を反映しようということでの質問でございます。ぜひですね、取りあえず私が言えるのは、個人への獣害などの問題含めて個人農家への補助がもう少しできないのかという、そういう点をお伺いしたいと思います。

農林振興課長 前の吉高議員さんのところでもお答えしましたが、まずは地域においての、その集落全体が受益となるような柵、これを町としては第一に支援しているところでございます。個人の畑、田んぼを守るための柵等の補助っていうのは今のところ考えてはおりません。

村、地域で考えるときに多面的の交付金なり中山間の交付金使っているのは、ある一定の範囲をもって全体的に守れるような柵っていうのを地域で考えていただくのが一番だと思っております。

小林 博議員 しかし現実にですね、例えばもう町長の地元の田口のほうへ行ってですね、歩いてみますともうそれぞれが一つ一つの田んぼにですね、獣害防止の柵を造っておられます。そうですね、町長。そんなふうにしてですね、農地守っておられるわけです。でもこれからですね、５年間水張りをしていないところは農地として認められないようななるとですね、ますます荒れてしまうというふうにならね、農業やられる方からの心配の声も聞きます。そんな面で個人が小規模でもですね、そんなふう頑張っておられる間はですね、援助するということが必要ではないでしょうか。今の施策の在り方は考え、お聞きを繰り返し、これまでも聞いておりますが、小型の個人の部分についての補助ということが考えられるべきだというふうに改めて思いますが、町長いかがですか。

町 長 難しい質問で、どのようにお答えしたらいいのかちょっと考えがまとまっていないんですが、今、町が考えておりますのは、やはり集落単位ですね、獣害を防止するためにどうしたらいいかということに対してですね、助成をしていこうというところでございまして、これを個人までにいうのは、ちょっと私の頭の中では整理ができていない、町としてもそこまでちょっと整理ができていないというのが実情でございます。

小林 博議員 私もね、勝手に頭の中だけで考えて質問してるのでなしに、ずっと歩き回り、皆さんの声を聞きながらですね、ここの質問に立っておりますので、小林が勝手にこの妄想をしゃべっというふうな受け止め方だけはしないで、町民の皆さん方ですね、関係者のそういう声があるというふうな受け止め方をしてほしいんですがどうですか。

町 長 それはもう当然そうであろうと思いますし、そのように受け止めております。質問議員さんが勝手にそんなことを考えておるといようなことは毛頭考えておりません。

小林 博議員 それから特産品の発展についてもですね、何回か議論されてきました。もち麦に取り組んで以来、一定の年月が経過をしてまいりました。これを今後どのように発展させるのか施策の展開についてお伺いをしたい。取りあえずお願いいたします。

農林振興課長 このもち麦につきましては、もち麦生産組合・J A・姫路農林水産振興事務所・普及センター・商工会・町で構成されますもち麦産地振興協議会におきまして情報共有を図り、特産品であるもち麦の生産性向上や栽培技術の向上、また6次産業化や農商工連携によるもち麦関連商品の開発に取り組んでいるところであります。また、ふるさと納税等でもち麦製品の販売促進を図っております。

令和5年度は、兵庫県のアグリビジネス創出支援事業補助金を活用しまして、令和4年度に商品の研究販売に向けた産官学連携協定を締結した福崎町・神戸医療未来大学・寺尾製粉の3者に加えまして、普及センターの協力をいただいて、新商品もち麦ラテを開発いたしました。

この産官学連携に加え、今後もち麦産地振興協議会にて、特産もち麦の振興に意欲のある生産者や、生産者と連携して企業が取り組む新たな商品開発及び販路開拓・販売促進に係る費用の一部を助成する農商工連携ファンド事業を新年度、令和6年度に向け準備しているところであります。

小林 博議員 もともと農・商のですね、発展ということで出発をしたわけではありますが、福崎町に行けばですね、福崎町のもうこの飲食店には必ずもち麦の旗が立っておってですね、もち麦の焼きそばが食べられる、あるいはもち麦のお好み焼きでも何でもよろしい、そういう何でも使えるわけですから、そんなふうですね、もち麦の町にふさわしい、そのような商業展開できないのかというふうに前から思うわけであります。佐用のほうに行けばホルモンうどんというですね、旗がいっぱい立っておりますが、ああいう形にですね、進んでいくとすれば、非常によいものになというふうに思うのであります。前にはもち麦の粉の価格の問題等も聞いておりましたけれども、いずれにいたしましてもですね、福崎町の零細な飲食業者がもち麦なども使って商売ができる、お金もうけができるという、そんなふうな取組がもっとやられてよいのではないかというふうに思っているところであります。改めてですね、そういうまちづくりになったら、特産品の町、もち麦の町としてふさわしいのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

地域振興課長 もちむぎのやかたを拠点に販売・レストランを展開しています第三セクター、もちむぎ食品センターが中心となって、「もちむぎの町福崎」活動に取り組んで

おります。また、商工会・商工会の会員の店舗においても、もち麦を使った商品を開発され、地域の活性化に努められております。町としましては、客・観光客を呼び込むための施策を展開して、「もちむぎの町福崎」の周知・PRに取り組んでいきたいと思っております。

小林 博議員 いずれにいたしましてもですね、そういう私が先ほど言いましたような形での発展をしてほしいというふうに思っておるところであります。

次に、安全なまちづくりのところに入りますが、ユニバーサルという言葉がよく使われるようになりまして、そういったところでの公共施設への整備計画、役場の庁舎へのエレベーターの計画を含めて、そういう計画づくりを進めていってほしいというふうに改めて提起をしておきます。

さらに全ての施策にユニバーサルという、そういう考え方が要るのではないかというふうに思うんです。例えば神崎橋の歩道橋はですね、県の事業といたしましても、もうアスファルトの柔らかい部分が抜けてしまって石ばかり出てざらざらざらざらと、自転車で行く人が大変ざらざらと動きにくい、老人車について歩く人がですね、ざらざらと動きにくいという声を何年も前から聞いておるわけですが、お伝えしてもですね、この程度ならまだ大丈夫だというふうな答えしか返ってこない。最近もそうでありましたが、改めてユニバーサルという考え方がですね、ないのではないかと。元気な人の立場でしか物事を見てないから、神崎橋の歩道橋のような事例があるのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

総務課長 まず役場庁舎のユニバーサルということでございますが、具体的にはエレベーター設置ということでございます。こちらにつきましては、令和2年3月の定例会におきましてエレベーター設置検討業務委託の予算をお願いさせていただいた経緯はございますが、その後現時点では具体的な検討には至っていないところでございます。しかしながら必要性は認識しております。時期を見て検討を進めていきたいとは考えております。

まちづくり課長 先ほど申されました神崎橋の歩道橋につきましてですが、こちらは議員言われましたように県管理となりますので、お聞きしたお話は県には伝えさせていただいております。その際にこの要望に至った理由、今言われましたような、歩きにくいでありますとか、がたがたして手押し車がつきにくいといったようなことにつきましても、県のほうには十分伝えておりますが、今の段階では県が確認しても、まだ修繕が至るほどの状態にはなっていないというお返事でした。今後も引き続き、先ほど言われましたような要望理由を県に粘り強く説明しながら、要望は続けていきたいと思えます。

小林 博議員 ちょっと飛ばしますわね。次に交通安全対策のところですが、前回駅前や学校辺りの速度規制の問題言いましたが、何かすぐにできそうな答えではありませんでしたが、その要望を聞いた住民の方からあんなことでよう黙って帰ってきたなというふうに怒られまして、再度質問をするわけであります。

駅田原線、この信号等の設置等を含めて交通安全対策がこのようになおざりになりますとですね、今、町が重点的に整備をしようとしております駅田原線や千束新町線の推進にも影響すると思うんです。千束新町線などが312号にあたる場所はですね、そこにも当然信号がつくものだというふうに地域の住民は思っています。これすらですね、もう分からないというふうなことになりますとですね、こうした町の基幹事業の推進にも逆に影響すると思えます。身近な交通安全対策でもう少し力を入れた対応を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

住民生活課長 身近なというところで、町行政としてできることについてはできるだけやっていくという姿勢では思っております。信号機等につきましては、当然県公安委員

会等の管轄ということになりますので、要望を毎年続けているということでこれも前回お答えをさせていただいたとおりではございます。速度規制等につきましても、具体的にどの路線をどれぐらいにしたいのか、誰がどういう要望でということをお聞かせいただければ、警察のほうとは当然協議はさせていただきたいというふうには考えております。

小林 博議員 一々誰が言っておること言わなきゃいかんのですかね。私がここで言うのはもうその住民の要望ではないという、その位置づけですか。

住民生活課長 議員さんのほうからで構わないんですけども、地域の要望ということもどうしても警察のほう言われますので、そういった観点も必要かなというふうには思っております。

小林 博議員 交通安全対策ですね、ずっと出ておりますような、とにかく県に要望しております、警察に言っております、あとはもう向こうさん任せというふうなですね、そんな答えばかりではですね、先ほど言いましたような町の基幹道路の整備にもマイナスになるということはお伝えしておきます。これははっきりと言っておきます。私、地元ですからね。

それから甘地福崎線の計画について、植岡議員からありましたが、寄附をすると言っておった企業とは調停というふうなことですが、町が妥協するというふうな、調停で妥協するというふうな、そんな考え方は前提になっておるんじゃないんでしょうね。

技 監 甘地福崎線の件ですけれども、そうですね、調停を申し立てるんですが、当然寄附という協定を結んだ大前提がありますので、そのことは維持して利害関係者が入ってですね、第三者が、調停委員さんが入る中で協議しながら、何らかの調停案が出されるかと思われますので、そういう形で協議を進めていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 私はですね、駅前周辺整備の委員長を皆さん方のご協力で最後までやらせていただきました。そのときにですね、この甘地福崎線の整備がちゃんと報告をされておりまして、無償提供ということを前提にしての事業として進んで取り組まれたわけでありましてですね。それだけにこのことについての責任と関心を今なお持ち続けておるので、質問をしておるわけでありまして。ぜひですね、納得できる対応を取りながら進めていただきたいというふうに思います。

次に観光対策であります、七種山周辺ですね、安全対策、滝までは安全にということのをこれまで言ってきましたが、道路の危険箇所、コーン等が置いてあったり路肩が崩れていっておるところなどの対応、それから携帯電話が利用できる範囲の拡大、トイレの整備等について答弁を求めたいと思います。

まちづくり課長 最初に道路部について回答させていただきます。

まず町道部についてですが、町道部ではパトロールなどを入れまして、危険箇所の把握に努めております。その中で不具合部がありましたら、緊急性などを検討の上、適正な維持管理を行っていくという態度で臨んでおります。

一方町道に至るまでの、県道田口福田線分についてですが、こちらは以前からご質問で挙がっておりました路肩の修繕など危険と思われる箇所につきましては、県土木のほうにもお知らせをして現地を見ていただき、維持管理について適正に行っていただくよう要望をしているところではございますが、まだ実施されていない箇所がございます。今後も引き続き適正な維持管理については要望は行っていきたいというふうに考えております。

地域振興課長 携帯電話の範囲についてでございます。回答させていただきます。

各種携帯事業者の通話範囲を調査し、エリア拡大が可能か協議をさせていただ

くと思っております。必要があれば要望書を提出させていただこうと考えております。

それから続いて、トイレの整備でございます。

つきましては、平成28年3月にソーラーによるバイオトイレを設置。その後、平成30年3月に電源の稼働に変更、観光用トイレとして七種山ハイカーに利用いただいているところでございます。令和5年にスクリーの一部が破損し、修繕を行いました。その後、続けて処理槽に穴が空きました。現在は使用を止めている状況でございます。令和6年度の予算の範囲において早急に修繕を予定しているところでございます。ハイカーの皆様方に大変ご迷惑をおかけしているところでございます。申し訳ございません。

以上でございます。

小林 博議員 滝までは普通の格好で来られますので、ぜひですね、安全対策、特に注意してほしいというふうに思います。

それからこの日光寺山、これまで福崎町の観光の一つの目玉として日光寺山というのがあったわけですが、最近お寺の状況が芳しくないというふうなこともあってですね、状況が心配される住民の方々からお聞きをいたしております。福崎町の観光行政の中での日光寺山の位置づけをどうしていくのか、この総合計画の中でもですね、ちょっと心配をいたしました。望遠鏡が壊れているのは残念な状態であります。整備計画の検討を求めている。それから観光案内にどのように日光寺山を位置づけていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

地域振興課長 観光ビューポイントとして、観光案内の看板、それからパノラマ看板などを設置しています。また、望遠鏡の設置もありました。現在議員さんが言われたように、故障しているところでございます。

現在のところ観光の整備計画は持ち合わせておりません。

それから今後の観光案内をどうするかということですが、日光寺山は、眺望に係る観光部門と、それから宗教部門が存在しております。観光部門としましては、絶景のビューポイントとして位置づけておりますので、それに係る観光案内は整えていきたいと考えております。

小林 博議員 おっしゃるようになりますね。宗教施設との関係というのは分けて考えなければならんと思いますが、望遠鏡は直されないんでしょうか。

地域振興課長 春日山で、今年度当初に望遠鏡を設置した事業者さんがございます。そこにちょっと一応話をかけて、新たにその望遠鏡が設置できるかどうか、進めていきたいと考えております。

小林 博議員 非常に眺望のいいところでありますのでですね、改善してほしいと思います。多くの方々が町内外から来られておるのは変わらない状況であります。

最後に5番目の項目に入ります。不法投棄の取組状況について、お聞かせをいただきたいと思います。高橋と板坂の件であります。

住民生活課長 高橋の現場でございますが、西播磨県民局のほうからは引き続き発生源者のほうに根気強く催促を行っておるところでございます。この1月、年が明けてから2回ほど草刈りに来まして、あと廃棄物のほうも少し持って出るというような話はそのときはしておったわけなんですけど、まだ持って出ていない状況でございます。今後もそういったできるだけ少しでも持って出ていくような指導を求めているというふうには思っております。

まちづくり課長 続きまして、板坂塩田線の不法占有についてでございます。前回お知らせしましたように3月14日に判決が出ました。その判決内容につきましては本日判決文が届いたところでもありまして、現在照査はできていませんが、裁判所で聞

き取った判決主文といたしまして、1つ目として争点となっています境界でございますが、この境界につきましては、ほぼ町の主張どおりとなったというふうに聞いております。ですから、今現在不法占有している土地につきましては、町及び財産区に明け渡すこと、速やかに明け渡すこととなっております。

2つ目としましては、不法に占有されてました土地について、年10万円の支払いを求めたわけでございますが、これにつきましては町には年1万5,382円、一方財産区には年6,552円を支払うことというふうに判決が出ております。

その他としては、被告が主張しておりました時効取得、こちらにつきましては、棄却されております。それと、訴訟費用についてはこれも被告の負担とすることなどと、ほぼ町の主張が認められたものと思っております。

ただ先ほども述べましたとおり、まだ判決文が届いたところでもありますので、今後その判決文の照査を行うなどをしながら、この届いた判決文の確認をし、対応策については検討していきたいというふうに考えております。

小林 博議員 高橋の件についてはですね、この間の指導について2回ほど草刈り等をとか注意をしたわけですが、もう何回も繰り返しておりますように、これはもう行政の責任が非常に大きい経過をたどっておるということでもあります。福崎町で幾ら無法行為をやってもですね、まかり通るんだというふうな、そんな福崎町にはしたくありません。ちょっと質問の中で飛ばしましたが、河川管理のところですね、市川の町南部のところ、あの状況があのよう形になって、前回の技監答弁のようにですね、30年前からああいう状態に変化はないというふうな、そんな答弁では困るわけがあります。当時私が議会で問題にしておったときに、町当局の答弁は、当時の技監の答弁はですね、許可を取っていない不法な堆積であるという、そういう趣旨の答弁を当時の技監は私にしておるところであります。従ってですね、年月がたてば不法が不法でなくなってですね、放置されるという、そんな福崎町にはなってほしくないという意味で、そのことを含めて高橋の問題も重視をいたしておるところであります。ぜひですね、技監におかれましてはですね、県に帰られましてもですね、後任の方が来られるのなら後任の方、あるいは県の立場でですね、取組を願いたいと思うのですがいかがでしょうか。

技 監 市川の町南部の前回の議会でもご質問がありました堆積土砂に関する質問でございますけれども、過去の福崎町議会の会議録を確認いたしました。平成4年頃でございます。砂利採取業者が砂利採取中に不適切に土砂を河川内に堆積した問題で、県も行政指導を行っていたという事案でございました。

過去にこのようなことがあったということは改めて県とも共有いたしまして、適切な河川維持管理について、県河川については県へも要望してまいりたいと思います。

小林 博議員 高橋のですね、不法投棄の取組についてもですね、町より県の行政責任というふうなのは非常に大きいものがあると思うし、地域の方々は諦めておられるという状況ではありません。常にそのことについて気にして意見を持っておられるところでもあります。そのことが行政に対する信頼感ということでも非常に問題になるわけがありますから、この点はですね、信頼と住民参加の町という項目を立てておりますが、この点についてですね、ぜひしっかりとした取組を求めたい。必要ならですね、町・県の責任で撤去すると。そして負担は向こうに求めるというぐらいのそんなですね、代執行ぐらいの決意は示していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 県のほうにつきましては、代執行については今のところ考えていないという

ころではございます。町としましては、産業廃棄物ということで県の所管というふうなことでは考えておるところでございます。

小林 博議員 あまりですね、攻撃的にしたくはないので控えますが、いずれにしてもですね、この件の最初から最後まで知っておられる谷岡さんが退職されるわけです。退職か何かどうかは別にしてですね、一旦課長の席を降りられるわけですから、そういう点でですね、ぜひこの件引き続いてですね、基本的な解決の方向を目指してほしいというふうに思います。そうじゃなければ、もう不法が不法でなくなってしまう。そしてその河川のところにありましたように、市川幾ら上流をきれいにしてもですね、その下流のところで、もう積んだかもったかしてしまったままでですね、放置されるということでは災害対策にもなりません。そんなことでですね、ぜひ。災害を誘発することになります。その面で基本的な解決を引き続き求めておきたいと思います。

信頼される行政の中では、最近契約の関係も若干気にしております。プロポーザルを含む随意契約が重要事業で行われるようになりました。プロポーザルはどのような事業を対象とするのか、業者決定に関する会議の議事録などの管理と公開はどうかなどについてお答えをいただきたい。

それから工事その他物品等も、コンピュータなどだと思いますが、下請の届けは何次まで許されるのか、町への報告はどこまでやっているのかについて答弁を求めます。

企画財政課長 プロポーザル方式の対象事業につきましては、価格だけでなく、業務の内容が技術的に高度なもの、または専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる場合に選定をしております。

プロポーザルを含む随意契約については、福崎町建設工事等入札参加者審査会または補助会議により、審査基準に基づき、競争入札や随意契約の審査を行い、その都度会議録を作成しております。会議録につきましては、入札等の終了後に情報公開請求があれば、個人情報と非公開情報を除き公開可能としております。

まちづくり課長 下請の件でございます。工事についてでございますが、工事の下請で、一概に何次下請までなら可といったようなことはございません。ただ、正当な下請負額の確保などを求めるために、2009年になるんですが、日本建設業連合会が原則として3次以内といったような基本方針は出しております。それと発注者であります町への報告ですが、何次であろうとも全ての下請についての報告は義務づけされております。

小林 博議員 それらがですね、厳正に運営されて契約内容が方式がずっと変わってきておりますので、ぜひですね、問題の起こっていかないような取組をお願いしたいと思います。

それについてはもう情報公開ということがですね、もう一番大事なことになると思うんですね。会議と議事録の公開問題では、行政を進める上で議会以外にも多くの委員会や審議会等々がございます。法定のものはもちろん、様々な会合のですね、議事録をホームページや図書館へ配備するなど、そうした公開をもっと進めるべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長 計画などの委員会、審議会の公開、会議の公開につきましては、会議ごとの判断となってまいります。判断の要素といたしましては、個人に関する情報を保護する必要がある。4点ございまして1点目が今言うた内容です。2点目、特定の個人等に関わる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。

3点目、公開することにより市場に影響を及ぼす、または国民の誤解や臆測を招き、不当に住民間に混乱を生じさせるおそれがある。最後4点目、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え、または不利益を及ぼすおそれがある等の視点がございまして、これらを踏まえての会合の公開の判断となります。

もう一つ言われました議事録、会議録のホームページ等での公開ということにつきましては、これにつきましては判断の考え方としては同様であります。しかしながら、会合そのものの公開よりは基本的に広く考えられるものと思います。しかしながら、現段階では町民の皆様にとって必要な情報は広報ふくさきですとか議会だより、その他の配布物、回覧、ホームページ等で分かりやすい形にして提供するという形を取らせていただいております。ほとんどといいますか、多くの会議録を配置していくというような考え方は持ってはおりません。

ただし、情報開示請求等の手続によっては、希望される方に開示可能な情報を個々に提供することとなります。

小林 博議員 住民を拘束するですね、重要な会議というのも幾つもあるわけでありまして、できるだけ聞かれたら出すがなというんじゃないしに積極的な公開の姿勢を持ってほしいというふうに思います。

最後に、尾崎町長のこの情報公開の面での政治姿勢について、改めて確認をしておきたいと思います。重要な事業推進で、公開を避けられる傾向が出ておるのではないかと思います。町長の基本的な姿勢を伺いたいと思います。

町 長 私は情報の公開を避ける気持ちは全く持ち合わせておりません。全くその逆で、情報の公開こそ、住民の皆さんから信頼される行政の推進につながるものということで重要な事柄だと思っております。

福崎町は自治基本条例が定められています。その中に3つの基本原則がありますが、1つは情報共有の原則です。2つ目は参画、3つ目は協働の原則です。私はこの3つの原則を尊重して、行政を進めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 ありがとうございます。終わります。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問は終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、3月25日月曜日、午前9時30分から再開いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3時01分